

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29

だい じ おきなわけんしょうがいしゃ きほんけいかく あん
第5次沖縄県障害者基本計画（案）

れい わ ねん がつきくてい
令和4年〇月策定
おきなわけん
沖縄県

もく じ
目 次

1		
2	I 総論	1
3	1 計画策定の趣旨	1
4	2 計画の性格	1
5	3 各施策に共通する基本的な視点	1
6	4 計画の期間	3
7	5 計画の管理体制	3
8	II 施策の展開方向	4
9	第5次沖縄県障害者基本計画の体系	4
10	1 障害のある人もない人も共に支えあう環境づくり（共生社会の構築）	5
11	(1) 権利擁護に関する施策の総合的な推進	5
12	① 沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例に基づく	
13	施策の総合的推進	5
14	② 権利擁護の推進	6
15	③ 障害者虐待防止の推進	6
16	④ 権利擁護機関の連携・ネットワークの形成	7
17	⑤ 選挙に際しての配慮	7
18	(2) 障害や障害者に対する理解を深める広報啓発等の強化	7
19	① 広報啓発活動等の推進	7
20	② 障害や障害者に対する理解を深める教育の推進	8
21	③ ボランティア、NPO、民間企業及び障害者団体等の共通理解と協力体制	
22		8
23	(3) 相談支援の充実	8
24	① 相談支援の充実	8
25	② 障害者のエンパワメント支援	9
26	③ 触法障害者の地域生活移行に向けた支援	9
27	(4) 人間優先の福祉のまちづくり	9
28	① 公共空間等の整備	10
29	② 住宅環境の整備	10
30	③ 移動、交通手段の整備	11
31	(5) 防災等対策の推進	11

1	①防災・感染症対策の推進	11
2	②防犯対策の推進	12
3	③消費者トラブルの防止及び被害からの救済	12
4	(6) 情報のバリアフリー化の推進	12
5	①情報活用の利便性の向上	12
6	②意思疎通(コミュニケーション)支援の推進	13
7	2 障害のある人がいきいきと活躍できる環境づくり(自立・社会参加の拡大)	14
8	(1) 雇用の拡大、就業の促進	14
9	①雇用の拡大、就労支援の充実	14
10	②福祉的就労の充実と工賃の向上	15
11	(2) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの推進及び療育の	
12	充実	15
13	①インクルーシブ教育システムの推進	15
14	②早期教育の充実・学校教育の充実	16
15	③特別支援教育の人材育成	16
16	④生涯学習、社会教育の充実	17
17	⑤充実した教育、療育の実施	17
18	⑥高等教育における支援の推進	17
19	(3) スポーツ・レクリエーション及び文化芸術活動等の促進	17
20	①スポーツ・レクリエーションの促進	17
21	②文化芸術活動の促進	18
22	③社会参加の促進	18
23	3 障害のある人が健やかに生活できる環境づくり(保健・医療・福祉サービス充実)	
24	19
25	(1) 保健・医療・福祉サービスの充実	19
26	①保健・医療サービスの充実	19
27	②障害福祉サービス等の充実	19
28	③精神障害者の保健・医療・福祉の充実	21
29	④総合リハビリテーションの推進	21
30	⑤福祉用具及び身体障害者補助犬の利用促進	21
31	⑥各種制度の周知	22

1	はったつしょうがいじ しゃ とう しえん (2) 発達障害児(者)等の支援	22
2	はったつしょうがいじ しゃ たい そうごうてき しえん ①発達障害児(者)に対する総合的な支援	22
3	こうじのうきのうしょうがいしゃ しえん ②高次脳機能障害者についての支援	23
4	なんびょうかんじゃとう しえん ③難病患者等についての支援	23
5	いりょうてき じとう たい そうごうてき しえん ④医療的ケア児等に対する総合的な支援	23
6	しょうがいしゃ ささ じんざい ようせい かくほなら ししつ こうじょう (3) 障害者を支える人材の養成・確保並びに資質の向上	24
7	ほけん いりょう せんもんしょくいん ようせい かくほ ①保健、医療の専門職員の養成、確保	24
8	ふくし じんざいかくほ ししつ こうじょう ②福祉サービスの人材確保、資質の向上	24
9	せいかしひょう Ⅲ 成果指標	26
10	しょうがい ひと ひと とも ささ かんきょう きょうせいしゃかい こうちく 1 障害のある人もない人も共に支えあう環境づくり(共生社会の構築)	26
11	しょうがい ひと かつやく かんきょう じりつ しゃかいさんか かくだい 2 障害のある人がいきいきと活躍できる環境づくり(自立・社会参加の拡大)	28
12	しょうがい ひと すこ せいかつ かんきょう ほけん いりょう ふくし じゅうじつ 3 障害のある人が健やかに生活できる環境づくり(保健・医療・福祉サービスの充実)	
13	29

I 総論

1 計画策定の趣旨

本県では、平成6年度に策定した「沖縄県障害者福祉長期行動計画－障害者にやさしい福祉社会をめざして」第4次沖縄県障害者基本計画」まで、障害者が社会の一員として共に暮らせる共生社会の実現に向け、様々な取組を推進してきました。

この間における障害者施策に関する国内法の制定・改正等の情勢変化やこれまでの障害者基本計画の進捗状況を踏まえ、本県においても、障害者が自らの意思で望む生き方を実現できる社会づくりを目指し、新たな障害者計画として「第5次沖縄県障害者基本計画」を令和4年△月に策定し、計画期間である令和4年度から令和13年度までの10年間にわたる施策の展開方法並びに成果指標を定めました。

この計画においては、障害者基本法の目的及び基本理念を踏まえつつ、平成22年3月に策定した沖縄21世紀ビジョンで示した将来像「心豊かで、安全・安心に暮らせる島」を実現するため、障害者が地域社会の一員として、いきいきと暮らすことのできる社会の実現に向けて、障害者の権利擁護を推進するとともに、県、市町村、関係機関や地域社会の共通理解と協力体制を構築することにより、障害者が自らの意思で望む生き方を実現できる社会づくりを目指します。

2 計画の性格

沖縄県障害者基本計画は、障害者基本法第11条第2項の規定に基づく沖縄県の障害者施策に関する基本的な計画であるとともに、本県の総合計画である「新たな振興計画」と整合を図りつつ、市町村障害者基本計画策定の基本方針を示すものです。

これは、沖縄21世紀ビジョンにおいて示した将来像を実現するための、本県の障害福祉施策推進の基本的な考え方や具体的推進方策及び達成すべき指標等を明らかにし、障害者施策の総合的な推進を図ろうとする計画です。

また、本計画の推進にあたっては、「沖縄県SDGs推進方針」を踏まえ、誰一人取り残さない（leave no one behind）という理念のもと、SDGsを推進します。

3 各施策に共通する基本的な視点

(1) 障害者等の意見の尊重と障害者の意思決定の支援

障害者が自らの意思決定に基づき社会に参加する主体であることを踏まえ、日常生活や社会生活等において、障害者の意思が適切に反映された生活を送れるよ

1 う、障害者施策の策定及びその実施を行うよう努めます。
2 そのため、障害者本人の自己決定を尊重する観点から、障害者本人が適切に意思
3 決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談等の実施時に障害特性に
4 配慮した意思決定の支援とともに、意思疎通の手段を選択する機会の提供を促進し
5 ます。
6 また、障害者の施策決定過程への参画を促進する観点から、障害者施策に関する
7 協議会等の障害者委員に対して、障害特性に応じた適切な情報保障等を確保しま
8 す。これら協議会等の会議資料等を始めとする障害者施策に関する情報の公開や
9 障害者施策に関連する計画等に関する県民意見募集(パブリック・コメント)は、障害
10 特性に配慮して実施するよう努めます。

12 (2) 障害特性等に配慮した支援

13 障害者施策は、性別、年齢、障害の区分、障害の種類別や程度、健康状態等に
14 応じた障害者の個別的な支援の必要性を踏まえ、策定及び実施します。
15 特に、女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に
16 困難な状況に置かれていることがあること、障害児には、成人の障害者とは異なる
17 支援が必要であることに留意します。
18 また、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう、内部障害等について、県民
19 の更なる理解の促進に向けた広報啓発活動を行なうこととします。

21 (3) アクセシビリティの向上

22 障害の有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら、安心して暮らすこ
23 とができるよう、ICTを始めとした新たなデジタル化社会に向けて、ソフト、ハー
24 ドともにバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図ります。

26 (4) 障害者に対する差別等の解消及び共生社会の実現

27 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」及び
28 「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例(平成25
29 年沖縄県条例第64号)」等に基づき、障害を理由とする差別の解消を推進し、県民
30 が地域社会の一員として、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格
31 と個性を尊重する共生社会の実現に努めます。

33 (5) 施策の総合的な推進

1 地域共生社会の実現に向けた、市町村における包括的な支援体制の整備を支援し
2 ます。

3 また、障害者が乳幼児期からライフステージに対応した切れ目のない、適切な
4 支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が密に連携
5 し、できるだけ早期に障害を発見し、適切に対応することに加え、子どもの成長
6 に応じて関係機関が連携を図り、支援を継続していく体制の構築に努めます。

7 支援に当たっては、県民が等しく地域社会の一員として、相互に人格と個性を
8 尊重し、障害者の自立と社会参加を支援するという観点に立って行われることに
9 留意します。

10 また、障害者施策に関係する他の施策、計画等との整合性を確保し、総合的な
11 施策の展開を図ります。

12 特に、離島における共生社会の構築、自立・社会参加の拡大などについては、
13 近隣市町村との連携支援を含め、離島地域で暮らし、生活する障害者への配慮に
14 つと努めます。

15

16 4 計画の期間

17 令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）までの10年間とします。

18

19 5 計画の管理体制

20 本計画は、新たな振興計画との整合を図りながら、指標の達成状況について、
21 沖縄県障害者施策推進協議会へ報告するなど、施策の効果的な推進を図ります。

22 また、中間年にあたる令和8年度（2026年度）を目処に、計画の進捗状況につ
23 いて評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

24

II 施策の展開方向

第5次沖縄県障害者基本計画の体系

大分類	中分類	小分類		
<p>1 障害のある人もない人も共に支えあう環境づくり (共生社会の構築)</p> 	(1) 権利擁護に関する施策の総合的な推進	① 沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例に基づく施策の総合的推進 ② 権利擁護システムの強化・推進 ③ 障害者虐待防止の推進 ④ 権利擁護機関の連携・ネットワークの形成 ⑤ 選挙に際しての配慮		
	(2) 障害や障害者に対する理解を深める広報啓発等の強化	① 広報啓発活動等の推進 ② 障害や障害者に対する理解を深める教育の推進 ③ ボランティア、NPO、民間企業及び障害者団体等の共通理解と協力体制		
	(3) 相談支援の充実	① 相談支援の充実 ② 障害者のエンパワメント支援 ③ 触法障害者の地域生活移行に向けた支援		
	(4) 人間優先の福祉のまちづくり	① 公共空間等の整備 ② 住宅環境の整備 ③ 移動、交通手段の整備		
	(5) 防災等対策の推進	① 防災・感染症対策の推進 ② 防犯対策の推進 ③ 消費者トラブルの防止及び被害からの救済		
	(6) 情報のバリアフリー化の推進	① 情報活用の利便性の向上 ② 意思疎通(コミュニケーション)支援の推進		
	<p>2 障害のある人がいきいきと活躍できる環境づくり (自立・社会参加の拡大)</p> 	(1) 雇用の拡大、就業の促進	① 雇用の拡大、就労支援の充実 ② 福祉的就労の充実と工賃の向上	
		(2) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの推進及び療育の充実	① インクルーシブ教育システムの推進 ② 早期教育の充実・学校教育の充実 ③ 特別支援教育の人材育成 ④ 生涯学習、社会教育の充実 ⑤ 充実した教育、療育の実施 ⑥ 高等教育における支援の推進	
		(3) スポーツ・レクリエーション及び文化芸術活動等の促進	① スポーツ・レクリエーション活動の促進 ② 文化芸術活動の促進 ③ 社会参加の促進	
		<p>3 障害のある人が健やかに生活できる環境づくり (保健・医療・福祉サービスの充実)</p> 	(1) 保健・医療・福祉サービスの充実	① 保健・医療サービスの充実 ② 障害福祉サービス等の充実 ③ 精神障害者の保健・医療・福祉の充実 ④ 総合リハビリテーションの推進 ⑤ 福祉用具及び身体障害者補助犬の利用促進 ⑥ 各種制度の周知
			(2) 発達障害児(者)等の支援	① 発達障害児(者)に対する総合的な支援 ② 高次脳機能障害者についての支援 ③ 難病患者等についての支援 ④ 医療的ケア児等に対する総合的な支援
			(3) 障害者を支える人材の養成・確保並びに資質の向上	① 保健、医療の専門職員の養成、確保 ② 福祉サービスの人材確保、資質の向上

1 1 障害のある人もない人も共に支えあう環境づくり（共生社会の構築）



4 (1) 権利擁護に関する施策の総合的な推進

5 障害の有無にかかわらず、県民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすこ
6 とができる共生社会の実現に向けて、障害のある人に対する差別や偏見、権利利益
7 の侵害をなくし、人としての権利が保障されるよう、特に障害のある女性や障害の
8 ある児童に配慮しながら障害のある人の権利擁護を推進します。

10 ① 沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例に基づく施策
11 の総合的な推進

12 障害のある人もない人もすべての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる
13 分野に参画できる社会の実現を目指して、障害のある人が安全・安心に暮らすこと
14 ができるよう、「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例
15 （平成25年沖縄県条例第64号）」に基づき、障害のある人の権利擁護に関する施策
16 を総合的に推進します。

17 そのため、障害のある人に対する理解の不足、誤解や偏見及び障害を理由とす
18 る差別等をなくしていくため、市町村等と連携協力して障害のある人の権利擁護
19 を推進する体制を構築します。

20 また、障害のある人の相談に携わる相談員の資質向上を図るため、障害の
21 ある人からの相談や障害のある人の権利擁護に関する相談研修を実施するととも
22 に、県行政窓口等における行政サービス向上のため県職員に対し障害のある人
23 に対する理解を深めるための研修などを行ないます。

24 さらに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65
25 号）」との整合を図りながら、障害を理由とする差別等のものを県民に示し、
26 すべての県民が日常的な権利擁護のルールとして共有し、ともに支えあう社会づ
27 くりに取り組みます。

28 加えて、障害者等が、様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で孤立せ
29 ず自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支えあい、一人ひとりの暮らしと
30 生きがい、地域をともに築いていくことのできる「地域共生社会」の実現に
31 向け、市町村における包括的な支援体制の整備を推進します。

32 また、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）や障害者相談支援事業所等
33 地域の関係機関の連携が進むよう、先進事例や最新情報の提供を行います。

- 1
- 2 ◆ 障害を理由とする差別等の禁止などについての県民の関心と理解を深める広報
- 3 ◆ 市町村等と協力した障害のある人の権利擁護に関する相談体制の構築
- 4 ◆ 障害のある人の権利擁護に関する相談研修の実施
- 5 ◆ 行政サービス向上のための県職員に対する研修の実施
- 6 ◆ 障害を理由とした差別等の禁止及び合理的配慮の提供の周知、啓発
- 7 ◆ 窓口等におけるサービス向上のためのテキスト等の提供

8

9 ② 権利擁護の推進

10 障害者の権利侵害に関する問題を処理する第三者機関の設置については、障害

11 当事者の参画を確保します。また、成年後見制度など、障害などの理由で判断能力

12 が不十分な方の権利を擁護する制度の利用促進を図るとともに、市町村段階の権利

13 擁護体制の拡充・強化のための支援を行います。

14 さらに、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対して、「意思決定支援ガイド

15 ライン」の周知を図り、適切な支援を促進します。

16 福祉サービスに関する苦情については、事業者の苦情解決体制（苦情受付担当者、

17 苦情解決責任者、第三者委員の配置）の整備と対応を促進し、事業者段階での解決が

18 困難な場合は、沖縄県社会福祉協議会の「福祉サービス運営適正化委員会」において

19 解決に努めます。

20

21 ◆ 日常生活自立支援事業の推進体制の強化

22 ◆ 成年後見制度の利用促進

23 ◆ 障害者110番の充実

24 ◆ 福祉サービスに対する苦情解決体制の充実

25 ◆ 「意思決定支援ガイドライン」の周知

26

27 ③ 障害者虐待防止の推進

28 障害者の権利を擁護する社会の実現に向け、障害者に対する虐待防止の推進に

29 努めます。そのため、障害者虐待の予防及び早期発見するための体制を整備すると

30 ともに、市町村と連携し、虐待を受けた障害者に対する保護並びに虐待を受けた

31 障害者や虐待を行った養護者への支援に取り組みます。

32 また、障害福祉サービス事業所等に対し、新たに義務化された虐待防止委員会の

33 設置など、効果的な取組となるよう関係機関・民間団体と連携した研修や支援等を

1 おこな
行います。

2

3 ◆^{しょうがいしゃぎやくたい かか つうほう ぎ む けいはつこうほうかつどう}障害者虐待に係る通報義務の啓発広報活動

4 ◆^{しょうがいしゃぎやくたい よぼうおよ そうきはつけん}障害者虐待の予防及び早期発見

5 ◆^{おきなわけんしょうがいしゃけんりようご しょうそんしょうがいしゃぎやくたいぼうし しゅうちおよ}沖縄県障害者権利擁護センターや市町村障害者虐待防止センターの周知及び
6 ^{かつよう}活用

7 ◆^{しちょうそん しえん れんけいたいせい こうちく}市町村の支援、連携体制の構築

8 ◆^{しちょうそんしょくいん しょうがいふくし じぎょうしょうとうじゅうじしゃ たい けんしゅう じっし}市町村職員、障害福祉サービス事業所等従事者に対する研修の実施

9 ◆^{じりつしえん しえん せんもんてきじんざい かくほおよ ししつ こうじょう}自立支援を支援する専門的人材の確保及び資質の向上

10 ◆^{しょうがいしゃぎやくたい ぼうし かん かいぎ せつち}障害者虐待の防止に関するネットワーク会議の設置

11

12 ④^{けんりようごきかん れんけい けいせい}権利擁護機関の連携・ネットワークの形成

13 ^{しょうがいしゃ けんり ようご がっこう けいさつ かんけいきかんなら みんかんだんたいどう}障害者の権利を擁護するため、学校、警察などの関係機関並びに民間団体等との
14 ^{れんけいきょうか けいせい ほか}連携強化、ネットワークの形成を図ります。

15

16 ◆^{しょうがいしゃ けんりようご かん かんけいきかんなら みんかんだんたいどう れんけいきょうか}障害者の権利擁護に関する関係機関並びに民間団体等との連携強化

17

18 ⑤^{せんきょ さい はいりよ}選挙に際しての配慮

19 ^{せんきょこうほう ほうこう あ しょうがいしゃだんたい つう てんじばん おんせいばん はいふ}選挙公報の発行に当たっては、障害者団体を通じて、点字版や音声版の配布を
20 ^{おこ しょうがい ひと えんかつ どうひょう しょうがいとくせい おう じょうほう}行ないます。また、障害のある人が円滑に投票できるよう、障害特性に応じた情報
21 ^{ていきょう おこ どうひょうじょ しせつ せつび ひつよう そち こう}提供を行なうとともに、投票所の施設や設備について、必要な措置を講じるよう
22 ^{つと}努めます。

23

24 ◆^{てんじばん おんせいばん せんきょこうほう はいふ}点字版や音声版の選挙公報の配布

25 ◆^{どうひょうじょ か そくしん}投票所のバリアフリー化の促進

26

27

28 (2) ^{しょうがい しょうがいしゃ たい りかい ふか こうほうけいはつどう きょうか}障害や障害者に対する理解を深める広報啓発等の強化

29 ^{しょうがいしゃ ちいきしゃかい いちいん あんしん せいかつ じゅうみん こころ}障害者が地域社会の一員として、安心していきいきと生活するには、住民の「心
30 ^{おお しょうへき と のぞ しょうがいしゃ ちいきじゅうみん きょうせい}のバリア」が大きな障壁となります。これらを取り除き、障害者と地域住民が共生
31 ^{しゃかい じつげん しょうがい しょうがいしゃ たい りかい ふか こうほうけいはつかつどう}する社会を実現するため、障害や障害者に対する理解を深める広報啓発活動や
32 ^{しょうがいしゃりかい ふか きょういく じっしなら しょうがいしゃ じゅうみん こうりゅうきかい かくだい ほか}障害者理解を深める教育の実施並びに障害者と住民との交流機会の拡大を図り
33 ます。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33

① 広報啓発活動等の推進

障害や障害者に対する理解を深めるため、障害者の活動状況等をテレビやラジオ、新聞などのマスメディアを通して広く県民に周知するとともに、障害者団体及び民間企業やNPOと連携したイベントを開催するなど、計画的かつ効果的な広報啓発活動を推進します。

また、障害者が地域社会において安心していきいきと生活できるように、公共サービス従事者の障害や障害者に対する理解の促進を図ります。

さらに、外見からは分からないが援助や配慮を必要とする内部障害や難病等への理解促進についても取り組んでまいります。

◆ 広報啓発活動の充実

◆ 障害者週間に関する事業の実施

◆ 精神保健福祉普及月間に関する事業の実施

◆ 発達障害啓発週間に関する取組

◆ 難病、内部障害等に関する啓発を図るための取組

◆ 公共サービス従事者の障害や障害者に対する理解の促進

◆ ヘルプマーク等の障害者に関するマークの普及促進

② 障害や障害者に対する理解を深める教育の推進

障害者に対して差別や偏見等のない社会をつくるため、幼児期から障害や障害者に対する理解を深める教育に努めます。

幼稚園、小中高等学校においても特別支援学校との交流を促し、障害や障害者への理解を深めるための教育を推進します。

おきなわ県政出前講座などにより、沖縄県における障害者施策について、県民の理解を深めるよう取り組みます。

◆ 保育所等から学校教育における障害や障害者に対する理解を深める教育の充実

◆ 学校における障害者理解促進のための「こころのバリアフリー化」の推進

◆ おきなわ県政出前講座の実施

③ ボランティア、NPO、民間企業及び障害者団体等の共通理解と協力体制

1 障害者と地域住民が共生する社会を実現するためには、住民一人ひとりの「心
2 のバリア」を取り除く必要があります。

3 ボランティア、NPO、民間企業及び障害者団体等それぞれの特性を生かしたネッ
4 トワークの形成を図ることにより、住民と障害者との交流、共通理解を促します。

5 また、障害の種別を超えて障害者同士の相互理解を深めるとともに、障害者が
6 障害者同士を支えあう協力体制の構築に努めます。

7 こうした地域で活動するボランティアなどの協力体制を確保するために、これら
8 団体の活動支援に努めます。

9

10 ◆ボランティア、NPO、民間企業及び障害者団体等のネットワークの形成

11 ◆ボランティア、NPO、民間企業及び障害者団体等の活動支援

12

13

14 (3) 相談支援の充実

15 障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう身近な市町村
16 を中心に相談支援体制の整備を図ります。

17

18 ①相談支援の充実

19 市町村など身近な地域における性別、年齢、障害の区分、障害の種類別や程度、
20 ライフステージに応じた障害者に対する適切な支援の入り口として、相談支援体制
21 の充実に努めます。

22 また、障害者支援の中核的な役割を担う自立支援協議会の活性化や関係機関との
23 ネットワークの強化を図るとともに、市町村における包括的な支援体制の整備に向け
24 た取り組みを支援します。

25 さらに、相談支援専門員の資質向上を図るとともに、市町村における相談支援の
26 中核機関となる基幹相談センターの設置推進及び離島における相談支援体制の
27 充実に向けた支援を行います。

28

29 ◆障害の区分及び障害の種類別等に応じた相談支援体制の充実

30 ◆障害保健福祉圏域における相談支援の充実

31 ◆自立支援協議会の実態把握及び活性化

32 ◆障害保健福祉圏域における地域ネットワーク構築の促進

33 ◆相談支援専門員等の養成・確保並びに処遇の改善

1 ◆^{はつたつしょうがいしゃ いりりょうてき じとう そうだんしえんたいせい きょうか}発達障害者や医療的ケア児等への相談支援体制の強化

2 ◆^{りとう そうだんしえんたいせい じゅうじつしえん}離島における相談支援体制の充実支援

3 ◆^{きかんそうだんしえん せつちすいしん}基幹相談支援センターの設置推進

4 ◆^{ちいきせいかつしえんきよてんとう せいびそくしん}地域生活支援拠点等の整備促進

5

6 ②^{しょうがいしゃ しえん}障害者のエンパワメント支援

7 ^{しょうがいしゃ たか どうじしゃかつどう しえんたいせい きょうか}障害者のエンパワメントを高めるため、当事者活動の支援体制を強化するととも
8 ^{りようしゃ おな めせん た そうだん じょげんとう おこな}に、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより^{ちいきせいかつ じつげん けいぞく}地域生活の実現や継続
9 ^{ささ すいしん}を支えるピアサポートを推進します。

10

11 ◆^{しょうがいしゃ たか どうじしゃかつどう たい しえんたいせい きょうか}障害者のエンパワメントを高める当事者活動に対する支援体制の強化

12 ◆^{すいしんおよ ようせいけんしゅう じっし}ピアサポートの推進及びピアサポーター養成研修の実施

13

14 ③^{しよくほうしょうがいしゃ ちいきせいかついこう む しえん}触法障害者の地域生活移行に向けた支援

15 ^{つみ おか しょうがいしゃ ちいきせいかついこう む しえん じっし おきなわけんちいきせいかつていちゃく}罪を犯した障害者の地域生活移行に向けた支援を実施する「沖縄県地域生活定着
16 ^{しえん そうだんしえんきのう じゅうじつ はか う い きき しせつ}支援センター」の相談支援機能の充実を図るとともに、受け入れ先となる施設・
17 ^{じぎょうしょ きょうきゅう かくじゅう はか しよくほうしょうがいしゃ ちいきせいかつ いこうそくしん}事業所やサービス供給の拡充を図り、触法障害者の地域生活への移行促進を
18 ^{はか}図ります。

19

20 ◆^{ちいきせいかつていちゃくしえん そうだんしえんたいせい じゅうじつ}地域生活定着支援センターによる相談支援体制の充実

21 ◆^{う い さき しせつ じぎょうしょ きょうきゅう かくじゅう}受け入れ先となる施設・事業所、サービス供給の拡充

22

23

24 (4) ^{にんげんゆうせん ふくし}人間優先の福祉のまちづくり

25 ^{しょうがいしゃ ふく ひと あんしん せいかつ おきなわけんふくし}障害者を含めたすべての人が安心して生活できるように、「沖縄県福祉のまちづく
26 ^{じょうれい へいせい ねんおきなわけんじょうれいだい ごう もと こうきょうしせつ どうろ こうえん こうつうきかん}り条例（平成9年沖縄県条例第5号）」に基づき、公共施設、道路・公園、交通機関
27 ^{こうきょうくわん か そくしん せいかつ ば じゅうたく}など公共空間のバリアフリー化を促進するとともに、生活の場となる住宅のバリア
28 ^{か けいはつ つと}フリー化の啓発に努めます。

29 また、「^{こうれいしゃ しょうがいしゃとう いどうとう えんかつ か そくしん かん ほうりつ へいせい ねんほうりつだい}高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第
30 ^{ごう ふきゅうけいはつ はか すいしん しょうがいしゃ ふく}91号）」の普及啓発を図るとともに、ユニバーサルデザインを推進し、障害者を含め
31 ^{ひと りよう しせつ かいしゅうなら しんきせいび そくしん ひと やさ}すべての人が利用しやすい施設の改修並びに新規整備を促進するなど、人に優しい
32 ^{ふくし とく}福祉のまちづくりに取り組みます。

33

1 ① 公共空間等の整備

2 障害者の社会活動を促すため、多くの人々が利用する公共施設や民間施設などのバ
3 リアフリー化を進めます。また、バリアフリーを伴う施設の改修並びに新規整備に
4 当たっては、障害者を含めすべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの普及
5 に努めます。

6 さらに、スポーツ・レクリエーション活動及び文化芸術活動などを含め、障害者
7 の様々な社会活動における障害者のニーズに対応した公共空間等の整備並びに
8 適正利用を促進します。

9
10 ◆福祉のまちづくりの推進

11 ◆公共施設や民間施設のバリアフリー化の推進

12 ◆沖縄県ユニバーサルデザイン推進指針によるユニバーサルデザインの普及

13 ◆パーキングパーミット制度の導入

14 ◆バリアフリートイレ、視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）等の公共空間
15 等の適正利用の促進

16 ◆観光施設等のユニバーサルデザインの推進

17 ◆都市公園のバリアフリー化の推進

18
19 ② 住宅環境の整備

20 障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、個々
21 の障害特性に適切に対応した住宅のバリアフリー化を促進するとともに、民間賃貸
22 住宅における入居支援に努めます。また、公営住宅については、障害者の入居
23 優遇並びにバリアフリー対応の住宅整備に努めます。さらに、障害者の地域移行の
24 促進のため、地域生活支援拠点等の整備推進、グループホームの整備及び障害者の
25 一人暮らしの意思を尊重した自立生活援助の利用促進等に努めます。

26
27 ◆民間住宅のバリアフリー化の支援

28 ◆民間賃貸住宅入居支援

29 ◆沖縄県居住支援協議会の運営

30 ◆公営住宅のバリアフリー化の推進

31 ◆公営住宅の入居優遇措置

32 ◆グループホームの整備促進及び自立生活援助等の利用促進

33 ◆地域生活支援拠点等の整備推進

1

2 ③移動、交通手段の整備

3 障害者の活動範囲を^{しょうがいしゃ かつどうはんい ひろ}広げ、^{しゃかいさんか うなが}社会参加を促すために、^{じかようじどうしゃかいぞうとう すいしん}自家用自動車改造等の推進、
4 障害者が^{しょうがいしゃ あんしん りよう}安心して利用できる^{こうきょうこうつうきかん}公共交通機関の^{か すいしん}バリアフリー化の推進を図るととも
5 に、^{ていしょう どうにゅうおよ}低床バスの導入及び^{ふくしこうつうとう}コミュニティバスや^{いどうていこう ちい こうつう}福祉交通等の移動抵抗の小さい交通
6 手段の導入により、^{しょうがいしゃ いどうしゅだん かくほ つと}障害者の移動手段の確保に努めます。

7 また、^{くうこう こうわんとう}空港や港湾等においては、^{すいしん しょうがいしゃ ふく}ユニバーサルデザインを推進し、^{ひと りよう}障害者を含めす
8 べての人が利用しやすい^{かんきょう}環境づくりを進めます。さらに、^{しかくしょうがいしゃようしんごう きとう}視覚障害者用信号機等の
9 整備促進や^{せいびそくしん ほどう}歩道の^{しょうがいぶつてつきよ}障害物撤去など^{じゅうみん}住民のマナー向上に努めるとともに、^{しょうがいしゃ}障害者が
10 障害の特性に応じて^{しょうがい とくせい おう あんしん あんぜん ある く}安心して安全に歩いて暮らせる^{かんきょう}環境づくりを推進します。

11

12 ◆^{じかようじどうしゃかいぞうとう すいしん}自家用自動車改造等の推進

13 ◆^{こうきょうこうつう}公共交通のバリアフリー化の推進

14 ◆^{ていしょう どうにゅうそくしん}低床バスの導入促進

15 ◆^{ふくしこうつうとう どうにゅうしえん}コミュニティバスや福祉交通等の導入支援

16 ◆^{くうこうおよ こうわんとう}空港及び港湾等のユニバーサルデザインの推進

17 ◆^{しかくしょうがいしゃようしんごう きとう}視覚障害者用信号機等の整備促進

18 ◆^{ほこうくうかんとう}歩行空間等のバリアフリー化の推進

19 ◆^{しかくしょうがいしゃゆうどうよう}エスコートゾーン・^{てんじ}視覚障害者誘導用ブロック（^{せいびそくしん}点字ブロック）の整備促進

20

21

22

22 (5) ^{ぼうさいとうたいさく すいしん}防災等対策の推進

23 障害者が^{しょうがいしゃ ちいき あんぜん あんしん く つづ}地域で安全・安心に暮らし続けることができるよう、^{さいがい かんせんしょう よぼう}災害・感染症の予防、
24 ^{はっせいじ たいおう ふつきゅう ふっこう ふく そうごうき ぼうさい かんせんしょうたいさく すいしんなら ぼうはんたいさく}発生時の対応、復旧・復興を含めた^{じゅうじつ はか}総合的な防災・感染症対策の推進並びに防犯対策
25 の充実を図ります。

26

27 ①^{ぼうさい かんせんしょうたいさく すいしん}防災・感染症対策の推進

28 ^{さいがい じ きんきゅうれんらく ひなんほうほうおよ しえんしゃ かくほ}災害時の緊急連絡や避難方法及び^{ちいき}支援者の確保など、^{ここ しょうがい}地域において個々の障害
29 特性に応じた^{とくせい おう たいさく そくしん}対策を促進します。また、^{しょうがいしゃ ぼうさいいしき こうじょう}障害者の防災意識の向上により^{さいがいひがい}災害被害の
30 ^{けいげん うなが}軽減を促すため、^{けいはつかつどうおよ ひなんくんれん じつし つと}啓発活動及び避難訓練の実施に努めます。

31 また、^{しょうがいとくせいとう はいりよ}障害特性等に^{じょうほうでんたつ ちいき じつじょう おう ひなんしえん おこな}配慮した情報伝達や^{ひなんしえんたいせい せいび つと}地域の実情に応じた避難支援が行われ
32 るよう避難支援体制の整備に努めます。

33 さらに、^{さいがい じ}災害時における^{こころ}心のケアに関する^{かん しえんたいせい せいび と く}支援体制の整備に取り組みます。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33

- ◆ 防災訓練及び避難訓練の実施
- ◆ 災害時要配慮者支援の促進
- ◆ 福祉避難所の整備及び指定の促進
- ◆ 全国瞬時警報システム及び市町村防災行政無線の整備促進
- ◆ 災害時の対応を想定した関係機関等における連携強化
- ◆ 災害時・災害後における心のケアに関する支援体制の整備
- ◆ 社会福祉施設の耐震化
- ◆ 感染症対策及び業務継続に向けた取組の推進

② 防犯対策の推進

警察への緊急通信体制の強化とともに、防犯に関する相談対応並びに犯罪や事故の発生状況、防犯上のノウハウ等の安全確保に必要な情報提供など、防犯対策の充実を図ります。

- ◆ 防犯に対する相談対応
- ◆ 防犯に対する情報提供

③ 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

障害者の特性に配慮した消費者被害についての情報提供を行います。また、障害者団体と連携し消費者生活講座を実施するなど、消費者教育を推進します。

- ◆ 消費者被害についての情報提供
- ◆ 消費者教育講座の実施

(6) 情報のバリアフリー化の推進

障害者の積極的な社会参加並びにエンパワメントを図るため、情報リテラシー（情報活用能力）の向上並びにコミュニケーション支援の強化を図ります。

① 情報活用の利便性の向上

国におけるデジタル社会実現に向けた取組を踏まえ、ICT（情報通信技術）を活用した情報提供の充実を図るとともに、情報のバリアフリー化の推進に努めます。

1 す。障害者のニーズに応じた情報内容及び伝達方法の充実を図るとともに、特に
2 情報の入手が困難な視覚障害者や聴覚障害者に対しては容易に情報を伝える
3 ことのできる情報伝達手段の充実、知的障害者や発達障害者等についてはわかり
4 やすい絵や写真等の活用による説明など、障害特性に配慮した情報提供の推進に
5 努めます。

6 また、自治体のホームページ等において、障害者や高齢者等が利用しやすい情報
7 の発信など、アクセシビリティ指針に基づいた情報のバリアフリーの促進に努めま
8 す。

9
10 ◆ICT（情報通信技術）を活用した情報提供の充実

11 ◆視聴覚障害者情報提供施設の充実

12 ◆点字広報、音声広報等の促進

13 ◆障害特性に配慮した情報提供の推進

14 ◆情報伝達機器の利用の促進

15 ◆コミュニケーション手段の充実

16 ◆自治体における情報バリアフリーの促進

17 ◆店舗、施設等のバリアフリー情報の充実・提供

18 ◆障がい者ITサポートセンター運営事業の実施

19 ◆障害者手帳情報のデジタル化等の推進

20
21 ②意思疎通（コミュニケーション）支援の推進

22 意思疎通（コミュニケーション）支援を必要とする視聴覚障害者等に対する、手話
23 通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症向け意思疎通支援者の養成
24 研修を促進するとともに、これらの派遣体制の強化を図ります。

25 また、手話を使い生活を営むろう者とろう者以外の者が互いに理解し合える地域
26 社会の構築を目指し、「沖縄県手話言語条例（平成28年3月31日沖縄県条例第19号）」
27 に基づき、手話に対する理解の促進、手話を使用しやすい環境づくり、これらの手話
28 の普及に関し、基本理念を定め、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、
29 手話の普及に関する施策の基本となる事項を定めることにより、手話の普及に関する
30 施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

31
32 ◆手話通訳者の設置促進

33 ◆手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣促進

- 1 ◆ 盲ろう者向け通訳・介助員の研修への派遣
もろう しゃむ つうやく かいじょいん けんしゅう はけん
- 2 ◆ 手話通訳者等の養成研修の促進
しゅわつうやくしゃとう ようせいけんしゅう そくしん
- 3 ◆ 手話通訳者等の派遣体制の充実
しゅわつうやくしゃとう はけんたいせい じゅうじつ
- 4

2 障害のある人がいきいきと活躍できる環境づくり（自立・社会参加の拡大）



(1) 雇用の拡大、就業の促進

障害者が働くことは、単に経済的な自立にとどまらず、社会参加や生きがいにもつながる大切なことです。障害者が働き続けることのできる環境を整備するため、障害の区分、障害の種類別や程度及び障害特性、健康状態に合わせて働ける就業機会の条件整備に努めます。

また、福祉施設における雇用の場の拡大及び工賃の向上を図るとともに、職業能力開発の推進を図ります。

①雇用の拡大、就労支援の充実

障害者の雇用拡大を図るため、県、市町村において障害者雇用を促進するとともに、障害者の継続的な就労や職場定着を支援するため、ハローワークや沖縄障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと連携し、企業に対して障害者雇用率制度の普及啓発活動を行うほか、雇用及び福祉の関係機関とも連携し、障害者や企業への相談支援体制の整備に努めます。

また、障害者の個々の能力や適性、障害の区分、障害の種類別や程度及び障害特性、健康状態に合わせ社内業務の選定や業務の創出の支援、職場実習のあっせんや障害特性を踏まえた雇用管理の助言等に加え、在宅就労や短時間雇用等の促進、事業所のバリアフリー化や経営者及び従業員の意識啓発の促進、合理的配慮の提供など、障害者が快適に働き続けることができる就業環境の形成に向けた啓発に努めます。

さらに、障害者雇用に積極的な事業所の表彰、障害者雇用に貢献する製品やサービスの奨励、ICTを活用した就業機会の拡大、障害者の起業支援など支援体制の推進に努めるとともに、医療・福祉・教育と連携し、個々の性別、障害の種類別や程度、健康状態に合わせた職業能力開発の充実を図ります。

こうした取組や支援に加え、障害者がそれぞれの特性に応じて、最も適した働く場へ円滑に移行し、安定して働き続けることができるように、福祉的就労から一般就労への移行も含めた就労支援の充実を図ります。

◆ハローワークや沖縄障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの
利用促進

- 1 ◆就労機会拡大に向けた職場実習のあっせんや新たな職域の開拓
- 2 ◆障害者雇用率制度の普及啓発活動
- 3 ◆企業に対する障害者雇用の啓発、相談指導体制の充実
- 4 ◆在宅利用・就労（テレワーク）の推進
- 5 ◆合理的配慮の提供の周知
- 6 ◆障害者雇用に積極的な事業所の表彰及び優秀勤労者の表彰
- 7 ◆障害者就業・生活支援センターによる障害者相談支援体制の充実
- 8 ◆ICTを活用した就業機会の推進
- 9 ◆障害者起業等の支援
- 10 ◆障害者職場適応訓練の推進
- 11 ◆職業能力開発校における職業訓練の充実
- 12 ◆医療・福祉・教育と連携した職業リハビリテーションの充実
- 13 ◆福祉的就労から一般就労への移行を含めた障害者の特性に最も適した働く場へ
- 14 の移行促進
- 15 ◆雇用施策と福祉施策が連携した重度障害者等就労支援特別事業の推進

- 16
- 17 ②福祉的就労の充実と工賃の向上
- 18 一般就労が困難な障害者の就労意向が尊重され、就労に必要な知識や技術の
- 19 習得がなされるよう、サービス事業者の支援体制の向上に努め、福祉的就労の
- 20 充実を図ります。また、農福連携の推進など、福祉施設における雇用の拡大及び工賃
- 21 の向上を図ります。

- 22
- 23 ◆就労に必要な知識及び能力の向上
- 24 ◆福祉的就労における工賃向上の推進
- 25 ◆「国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達に関する法律（平成24年
- 26 法律第50号）」等に基づく官公需の優先発注の推進
- 27 ◆福祉施設における雇用の場の拡大
- 28 ◆福祉施設及び就労支援事業におけるコンサルタント及びアドバイザー派遣、農福
- 29 連携の推進等による工賃向上の推進

- 30
- 31
- 32 (2) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの推進及び療育の
- 33 充実

1 障害の有無にかかわらず、県民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすこ
2 とができる共生社会の実現に向けては、インクルーシブ教育システムの推進が必要
3 です。そのため、障害のある子供たち一人ひとりが、障害の特性及び程度に応じて、
4 きめの細かな支援を受け、自立した社会生活が営めるように、乳幼児期から学校卒業
5 まで一貫した教育・療育体制の充実に努めます。また、障害のある子供たちやそ
6 の家族が望む就学先の選択肢が広がるよう就学支援体制の充実に努めます。

7

8 ① インクルーシブ教育システムの推進

9 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒と共に学ぶことを原則に、
10 障害のある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据え、合理的配慮及び必要な
11 支援を提供できる仕組みの整備を進めます。また、障害の状態、本人の教育的ニ
12 ーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や
13 地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みにより、就学
14 先の選択肢が広がるよう就学支援体制の充実に努めます。

15

16 ◆インクルーシブ教育システムの構築

17

18 ② 早期教育の充実・学校教育の充実

19 乳幼児期における障害のある子供の障害特性に応じた育児等を行うため、保護者
20 への相談・支援体制を強化するとともに、保育所等における障害児保育の充実及び
21 幼稚園における特別支援教育の充実に努め、幼児期から互いの存在を認め合う社会
22 の実現に努めます。

23 特別支援学校については、在籍する幼児児童生徒の教育・指導だけでなく、地域に
24 おける特別支援教育のセンター的役割として、障害のある幼児児童生徒及びその
25 保護者に対する相談支援を行うとともに、幼稚園、小・中学校や高等学校等に対し
26 ても教育的支援を行う体制の整備に努めます。また、児童生徒の社会的・職業的
27 自立を促すため、日常生活指導や進路指導をするとともに、障害のない児童生徒と
28 ともに学習する交流及び共同学習の充実に努めます。

29 幼稚園、小・中学校、高等学校についても障害のある幼児児童生徒の受入れ体制
30 を強化するとともに、医療的ケアを必要とする児童生徒の安心・安全な学習環境づ
31 くりに取り組み、学校選択の枠を広げ、共に学ぶ環境の中で互いの権利を尊重でき
32 る教育の実現に努めます。

33 これらの教育施設については、基礎的環境整備の充実に努め、バリアフリー化を

1 推進するなど、障害のある幼児児童生徒が学習しやすい環境を整備します。

2

3 ◆保護者への相談・支援体制の強化

4 ◆就学前教育の充実

5 ◆特別支援学校のセンター的機能の強化

6 ◆医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の在籍する学校への看護師の配置

7 ◆教育施設の基礎的環境整備の充実

8 ◆小・中学校、高等学校における「総合的な学習の時間」等の中での福祉に係る

9 課題への対応

10

11 ③特別支援教育の人材育成

12 障害のある子供たちの教育を行うには、教育や医療、福祉など様々な専門家の

13 協力が必要となることから、これら関係機関の連携強化を促すとともに、特別支援

14 教育に携わる教諭の専門性や指導力の向上を図ります。

15

16 ◆特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有率の向上

17 ◆特別支援教育の充実のための教員研修の実施

18

19 ④生涯学習、社会教育の充実

20 障害者の学習意欲や個々の能力開発を支援するため、生涯学習に関する情報

21 提供や視覚障害者等の読書環境の整備など一人ひとりの障害特性に配慮した

22 生涯学習の場の提供に努めます。

23

24 ◆社会教育施設の整備

25 ◆生涯を通じた多様な学習活動の支援

26

27 ⑤充実した教育、療育の実施

28 障害のある子供一人ひとりの障害の特性や発育段階に応じて、就学前から学校

29 卒業後までの個別の教育支援計画については、障害のある子供並びにその保護者・

30 家族及び福祉関係機関・施設と連携のもと策定するとともに、一貫した相談支援体制

31 を強化し、教育・療育の充実に努めます。

32 なお、肢体不自由児等の療育施設については、施設に入所している障害児以外の

33 障害児等へ施設を開放するなど、地域利用型施設へと機能強化を図ります。

1

2 ◆障害児の一貫した相談支援体制の強化

3 ◆個別の教育支援計画の策定

4 ◆療育施設の機能の強化

5

6 ⑥高等教育における支援の推進

7 大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と

8 平等に教育に参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション

9 上の配慮及び施設のバリアフリー化を推進するなど安心して学習できる環境の

10 形成に向けた啓発に努める。

11

12 ◆大学や専門学校など高等教育における障害のある学生への支援体制の形成に

13 に向けた啓発

14

15

16 (3) スポーツ・レクリエーション及び文化芸術活動等の促進

17 障害者が地域生活の中で、社会の一員として生きいきと暮らせるように、障害者

18 のニーズを踏まえながら、社会参加の促進に向けた支援体制の強化やスポーツ・レク

19 リエーション及び文化芸術活動等に積極的に参加できる環境づくりに取り組みま

20 す。

21

22 ①スポーツ・レクリエーションの促進

23 沖縄県障がい者スポーツ協会や市町村等と連携し、各種スポーツ団体に関する

24 情報提供に努めるとともに、障害者がスポーツ・レクリエーション活動に積極的

25 に参加できる環境づくりに取り組みます。また、スポーツ・レクリエーション活動に

26 おいて、障害者が楽しく安全に参加できるよう配慮するとともに、障害者スポーツ

27 指導員の養成やサークル活動の育成並びにイベントなどを通じた障害者と地域

28 住民との交流機会の充実を図ります。

29 さらに、ダイビングやエコツーリズム等観光資源についても、障害の有無に

30 関わらず沖縄らしさを体験できるよう、人材及びプログラム等の充実を支援してい

31 きます。

32

33 ◆各種スポーツ団体に関する情報提供

- 1 ◆^{ぜんこくしょうがいしゃ}全国障害者スポーツ大会への^{たいかい}県選手団の^{けんせんしゅだん}派遣支援
- 2 ◆^{おきなわけんしんたいしょうがいしゃ}沖縄県身体障害者スポーツ大会、^{たいかい}沖縄県^{おきなわけん}ゆうあいスポーツ大会の開催
- 3 ◆^{しょうがいしゃ}障害者がスポーツ・^{かつどうとう}レクリエーション活動等に^{さんか}参加できる^{かんきょう}環境づくり
- 4 ◆^{とう}スポーツ・^{かん}レクリエーション等に関する^{じょうほうていきょう}情報提供の^{じゅうじつ}充実
- 5 ◆^{かつどう}スポーツ・^{しえんきょうか}レクリエーション活動の支援強化
- 6 ◆^{かんこうじんざい}観光人材・^{とう}プログラム等の^{じゅうじつ}充実
- 7 ◆^{しょうがい}障害の^{とくせい}特性に応じた^{おう}競技指導のできる^{しょうがいしゃ}障害者スポーツ^{しどういん}指導員の^{ようせい}養成

8

9 ②^{ぶんかげいじゅつかつどう}文化芸術活動の^{そくしん}促進

- 10 ^{しょうがいしゃ}障害者が^{ぶんかげいじゅつかつどう}文化芸術等を^{かんしょう}鑑賞・^{さんか}参加・^{そうぞう}創造することができるよう、^{かんしょうきかい}鑑賞機会の
- 11 ^{かくじゅう}拡充、^{しょうがい}障害の^{とくせい}特性に応じた^{かんきょう}環境の^{せいびおよ}整備及び^{じょうほう}情報の^{ていきょう}提供に^{つと}努めます。また、^{しょうがいしゃ}障害者
- 12 の^{ぶんかげいじゅつかつどう}文化芸術活動の^{はっぴよう}発表の^{きかい}機会や^{こうりゅう}交流の^{そくしん}促進に^{つと}努めます。
- 13 さらに、^{ねん}2022年に^{かいさいよてい}開催予定の「^{ちゅ}美ら島^{しま}おきなわ^{ぶんかさい}文化祭2022」の^{せいこう}成功に向けて、^む市町村、
- 14 ^{かんけいきかん}関係機関、^{けんみんとういちがんとく}県民等一丸となって^{とく}取り組みます。

15

- 16 ◆^{ぶんかげいじゅつかつどう}文化芸術を^{かんしょう}鑑賞できる^{きかい}機会の^{かくじゅう}拡充
- 17 ◆^{しょうがいしゃ}障害者が^{ぶんかげいじゅつかつどう}文化芸術活動に^{さんか}参加できる^{かんきょう}環境づくり
- 18 ◆^{ぶんかげいじゅつかつどう}文化芸術活動に関する^{かん}情報提供の^{じょうほうていきょう}充実
- 19 ◆^{ぶんかげいじゅつかつどう}文化芸術活動の^{しえんきょうか}支援強化

20

21 ③^{しゃかいさんか}社会参加の^{そくしん}促進

- 22 ^{しょうがいしゃ}障害者の^{しゃかいさんか}社会参加を^{うなが}促すため、^{しょうがいしゃ}障害者の^{てきかく}ニーズを^{はあく}的確に^{てきかく}把握するとともに、
- 23 ^{とうじしゃだんたい}当事者団体や^{しえんだんたい}支援団体に対する^{たい}支援、^{しえん}個々の^{ここ}障害特性に^{しょうがいとくせい}配慮した^{はいりよ}環境整備や^{かんきょうせいび}情報
- 24 の^{ていきょう}提供など、^{しゃかいさんか}社会参加の^{そくしん}促進に向けた^む支援体制の^{しえんたいせい}強化に^{きょうか}努めます。

25

- 26 ◆^{しょうがいしゃ}障害者の^{はあく}ニーズの把握
- 27 ◆^{しょうがい}障害の^{とくせい}特性に^{はいりよ}配慮した^{かんきょうせいび}環境整備や^{じょうほうていきょうおよ}情報提供及び^{しえんたいせい}支援体制の^{きょうか}強化
- 28 ◆^{しゃかいかつどう}社会活動メニューの^{じゅうじつ}充実

29

30

1 **3 障害のある人が健やかに生活できる環境づくり（保健・医療・福祉サービス**
2 **充実）**



5 **（1）保健・医療・福祉サービスの充実**

6 障害者が安心して暮らせるような保健・医療サービスの充実を図るとともに、
7 障害の原因となる疾病の予防並びに早期発見、早期治療に努めます。また、医療や
8 医学的リハビリテーションの充実を図り障害を軽減するとともに、障害の重度化・
9 重複化の予防に努めます。

10 また、障害者が地域社会の中で生活するには、個々の障害特性によって異なる
11 多様なサービスが、身近な地域で供給される必要があります。これらの多様なニ
12 ズに応えるため、地域と十分に連携しながら、地域の社会資源を最大限に活用して
13 障害福祉サービス等の充実に努めます。

15 **① 保健・医療サービスの充実**

16 妊産婦の健康教育や健康診査、乳幼児健診の充実など障害の原因となる疾病の
17 早期発見及び早期治療につながる体制を強化するとともに、生活習慣の改善や歯科
18 疾患の予防など、県民の健康づくりを推進します。

19 また、疾病に対して適切な治療が受けられるように、専門医療機関や地域の医療
20 機関の充実及び関係機関との連携強化を促すとともに、障害者の健康を維持するた
21 め、保健・医療サービスと福祉サービスの連携強化を図ります。

22 このような保健・医療サービスについては、障害者が入手しやすい手段を用いた
23 情報提供の充実を図るとともに、保健所、福祉事務所、児童相談所や各市町村など
24 の身近な地域における相談・指導体制の強化を図ります。

25 さらに、障害の原因となる疾病を早期発見して、適切な医療、リハビリテーション
26 の提供により、障害の軽減及び二次障害の予防に努めます。

28 ◆性別やライフステージに応じた健康づくりの推進

29 ◆疾病の早期発見、早期治療による障害の予防

30 ◆障害者の保健・医療体制の充実

31 ◆障害児（者）歯科治療及び口腔ケア実施体制の充実

32 ◆地域完結型の歯科医療体制の推進

33 ◆認知症疾患医療センターの運営

1 ◆保健・医療サービスの相談・指導体制の強化

2 ◆保健・医療に関する情報提供の充実

3

4 ② 障害福祉サービス等の充実

5 障害者が安心して日常生活を送るには、介護や家事等の日常生活上の支援や
6 外出時の介助など様々な場面での支援が必要とされ、求めるサービスは障害の種類
7 や程度によって異なります。これらの多様なニーズに対して、訪問系サービスの充実
8 と合わせて、相談支援の強化を図り、障害者本人の意思決定を最大限に考慮し、個々
9 のニーズに適したサービスの供給に努めます。

10 意思決定支援の質の向上を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者の
11 研修等の機会を通じて、「意思決定支援ガイドライン」等や「現場職員のための意思
12 決定支援対応例」を活用した研修を実施し、事業者や関係者に対して普及を図ります。
13 障害福祉サービス等の質の向上を図るため、従事者等に対する研修の充実や
14 情報公表制度の普及啓発に努めるとともに、障害福祉サービス事業所等に対して
15 は、集団指導や実地指導等を通じてサービスの適正化を図ります。

16 また、障害者及びその家族が抱える様々な問題に対する相談窓口の強化や、
17 障害者の社会参加を促す地域情報の提供を行うなど、市町村と十分に連携しながら
18 ら、身近な地域における総合的な支援体制の充実に努めます。

19 日中活動系サービス事業所については、福祉施設入所者及び入院中の精神
20 障害者の地域生活への移行による新たな利用者の増加も考慮し、希望する障害者が
21 必要とする日中活動系サービスを受けることができるよう、障害保健福祉圏域を
22 単位として、サービス提供体制を整備し障害者の地域生活を支援します。

23 居住系サービスについては、施設入所支援サービスの提供体制の確保、障害
24 保健福祉圏域を単位とするグループホームの提供体制の整備するほか、自立生活
25 援助の周知を図り、必要量の確保に努めます。

26 障害児福祉サービスについては、提供体制の確保のみならず、市町村や関係機関
27 との連携を図りつつ、重症心身障害児等が身近な地域で安心して暮らすことがで
28 きるなど、福祉サービスの充実に努めます。

29 さらに、障害者が、身体障害者手帳や療育手帳など、様々なサービスを円滑に
30 受けられるよう事務の迅速化を図るとともに、離島地域への巡回相談及び判定を
31 実施します。

32 加えて、個々の障害者のニーズに対応した福祉サービスの質の向上を図るため、
33 公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行い、その評価結果を

1 活用^{かつよう}することで、利用者^{りようしゃ}の適切な福祉^{てきせつ ふくし}サービスの選択^{せんたく}にも資^しするよう推進^{すいしん}します。

2

3 ※障害福祉^{しょうがいふくし}サービスに係^{かか}る詳細^{しょうさい}な個別^{こべつぐたい}具体的^{ないよう}の内容^{みこみりょうとう}や見込量^{おきなわけん}等^らについては、「沖縄県^{おきなわけん}

4 障害福祉^{しょうがいふくし}計画^{けいかく}」に位置^{いち}づけています。

5

6 ◆利用者^{りようしゃ}のニーズ^{そく}に即^{しょうがいふくし}した障害福祉^{しょうがいふくし}サービスの充^{じゅうじつ}実

7 ◆相談支援^{そうだんしえんたいせい}体制^{じゅうじつ}の充^{じゅうじつ}実

8 ◆情報公表^{じょうほうこうひょうせいど}制度^{ふきゅうけいはつおよ}の普及^{こうひょう}啓発^{すいしん}及び公表^{すいしん}の推進

9 ◆矯正施設^{きょうせいしせつ}退所^{たいしよしょうがい}障害^じ児^{しゃ}（者）への相談支援^{そうだんしえん}、受け入れ^う体制^{たいせい}の整備^{せいび}

10 ◆日中活動系^{にちちゅうかつどうけい}サービス事業所^{じぎょうしよ}を拠点^{きよてん}とした地域生活^{ちいきせいかつ}の支援^{しえん}や就労^{しゅうろう}の促進^{そくしん}

11 ◆グループホーム^{ていきょうたいせい}の提供^{せいび}体制^{じりつせいかつえんじよ}の整備^{ひつようりょう}や自立生活^{かくほ}援助^{かくほ}の必要量^{ひつようりょう}の確保

12 ◆発達障害^{はつたつしょうがいしゃ}者^{いりようてき}や医療的ケア^{じとう}児^{しえん}等^{じゅうじつ}への支援^{しえん}充^{じゅうじつ}実

13 ◆身体障害^{しんたいしょうがいしゃてちょう}者^{りよういくてちょう}手帳^{はっこう}、療育^{りよういくてちょう}手帳^{はっこう}の発行

14 ◆身体障害^{しんたいしょうがいしゃてちょう}者^{りよういくてちょう}更生相談所^{はっこう}（知的障害^{しんたいしょうがいしゃてちょう}者^{りよういくてちょう}更生相談所^{はっこう}）による離島^{りとう}地域^{ちいき}に対する巡回^{たい}

15 相談^{そうだん}及び判定^{はんてい}の実施^{じっし}

16 ◆地域^{ちいき}の実情^{じつじょう}に合わせた、共生型^{きょうせいがた}サービス^{かつよう}の活用^{そくしん}促進

17 ◆第三者^{だいさんしゃ}評価^{ひやうか}事業^{じぎょう}による外部^{がいぶ}評価^{ひやうか}及び自己^{じこ}評価^{ひやうか}の継続^{けいぞく}的^{てき}な取組^{とりぐみ}の推進^{すいしん}

18

19 ③精神障害^{せいしんしょうがいしゃ}者の保健^{ほけん}・医療^{いりょう}・福祉^{ふくし}の充^{じゅうじつ}実

20 精神障害^{せいしんしょうがいしゃ}者^{せいしん}については、早期^{そうき}の精神科^{せいしん}医療^{かいりょう}の提供^{ていきょう}、人権^{じんけん}の配慮^{はいりよ}や精神科^{せいしん}救急^{かきゅうきゅう}

21 医療^{いりょう}体制^{たいせい}による緊急^{きんきゅう}時の対応^{たいおう}など保健^{ほけん}・医療^{いりょう}体制^{たいせい}の一層^{いつそう}の充^{じゅうじつ}実^{はか}を図^{はか}るとともに、

22 精神科^{せいしん}病院^{かびょういん}からの退院^{たいいん}、地域^{ちいき}移行^{ちいきこう}を促進^{そくしん}し社会的^{しゃかいてきにゆういん}入院^{かいしやう}の解消^{すす}を進^{ちいき}めるため、地域^{ちいき}

23 定着^{ていちゃく}に向けた支援^むや地域生活^{しえん}に必要な支援^{ちいきせいかつ}体制^{ひつよう}の強化^{しえんたいせい}に努^{きょうか}めます。

24

25 ◆精神障害^{せいしんしょうがいしゃ}者の保健^{ほけん}・医療^{いりょう}の充^{じゅうじつ}実

26 ◆精神科^{せいしん}救急^{かきゅうきゅう}医療^{いりょう}体制^{たいせい}による緊急^{きんきゅう}医療^{いりょう}体制^{たいせい}の確保^{かくほ}

27 ◆精神障害^{せいしんしょうがいしゃ}者の社会的^{しゃかいてきにゆういん}入院^{かいしやう}の解消^{せいしん}、精神科^{かびょういん}病院^{かいしやう}からの地域^{ちいき}移行^{ちいきこう}の促進^{そくしん}及び地域^{ちいき}

28 定着^{ていちゃく}支援^{しえん}の強化^{きょうか}

29 ◆地域生活^{ちいきせいかつ}に必要な支援^{ひつよう}体制^{しえんたいせい}の強化^{きょうか}

30 ◆精神障害^{せいしんしょうがいしゃ}者^{ほけん}保健福祉^{ふくし}手帳^{はっこう}の発行

31

32 ④総合^{そうごう}リハビリテーション^{すいしん}の推進

33 障害^{しょうがい}者が住み慣^すれた地域^なや家庭^{ちいき}において、自立^{かてい}した日^{じりつ}常生活^{にちじょうせいかつ}や社会^{しゃかいせいかつ}生活を継続^{けいぞく}し

1 ていけるようにするため、医療施設や福祉施設、市町村、保健所等が連携し、医学的
2 リハビリテーションによる身体機能の回復、職業リハビリテーションによる職業
3 能力の向上、諸サービスを活用した社会参加を促していくなど、地域における総合
4 的なリハビリテーションの推進を図ります。

5

6 ◆総合リハビリテーションの推進

7

8 ⑤福祉用具及び身体障害者補助犬の利用促進

9 障害者が住み慣れた地域で豊かに暮らしていくためには、人による支援だけでな
10 く、自立生活をサポートする福祉用具や身体障害者補助犬を積極的かつ効果的に
11 活用することが求められます。これは介護負担の軽減や支援の効率化など、介護等の
12 支援者を支援する手段としても有効であると考えられます。

13 介護に必要な福祉用具及びその情報等を誰もが容易に入手することができるよ
14 う、沖縄県介護実習・普及センターの相談体制の充実に努めます。

15 また、補装具や日常生活用具に係る給付や相談支援、身体障害者補助犬の利用
16 促進など、障害者の日常生活の利便性の向上に取り組めます。

17

18 ◆沖縄県介護実習・普及センターの相談体制の充実

19 ◆補装具や日常生活用具の給付等の相談支援

20 ◆身体障害者補助犬の利用促進

21

22 ⑥各種制度の周知

23 障害者が安心して暮らし、生活できるよう、医療費の公費負担制度、障害年金や
24 特別障害者手当など各種制度の周知に努めます。

25 また、身体障害者手帳等所持者の各種減免制度や障害福祉サービス等に関する
26 相談支援について周知を行い、障害者の自立と社会参加を推進します。

27

28 ◆自立支援医療制度（更生医療、育成医療、精神通院医療）の周知

29 ◆重度心身障害児（者）の医療費助成の周知

30 ◆障害年金や特別障害者手当など各種制度の周知

31 ◆生活福祉資金貸付制度の周知

32 ◆心身障害者扶養共済制度の周知

33 ◆身体障害者手帳等所持者の各種減免制度の周知

1 ◆一定の障害がある 65歳以上74歳未満の方を対象とした後期高齢者医療制度の
2 周知

3
4

5 (2) 発達障害児(者)等の支援

6 発達障害の早期発見から早期対応を図るための体制の充実に向け、発達障害児
7 (者)及びその家族等に対する相談支援、発達支援及び就労支援などに取り組みます。

8 また、高次脳機能障害や難病等に対する正しい理解を促進するための普及啓発
9 並びに相談支援などの充実に努めます。

10 さらに、医療的ケア児及びその家族等を総合的に支援するため、相談支援や情報
11 提供、人材育成、関係機関との連絡調整に取り組みます。

12

13 ①発達障害児(者)に対する総合的な支援

14 発達障害児(者)やその家族等のニーズを捉え、発達障害児(者)及びその家族
15 等に対する相談支援、発達支援、就労支援など発達障害児(者)に対する総合的な支援

16 の拠点となる沖縄県発達障害者支援センターの拠点機能の充実に、発達障害に
17 関する普及啓発及び支援にあたる人材の育成に努めます。

18 また、当事者家族を含めた関係機関、市町村、福祉事務所、児童相談所、児童発達
19 支援センター、学校等との連携を図り、発達の気になる段階を含め、各ライフステー

20 ジに応じた支援が切れ目なく行われるよう、地域における支援体制の整備を推進し
21 ます。

22

23 ◆健診等を通じた発達の気になる段階での発達支援

24 ◆沖縄県発達障害者支援センターの拠点機能の充実に

25 ◆障害児等療育支援事業の実施

26 ◆発達障害児(者)及びその家族等に対する相談支援、発達支援の充実に

27 ◆関係施設及び関係機関等に対する普及啓発及び研修

28

29 ②高次脳機能障害者についての支援

30 高次脳機能障害の支援拠点機関において、正しい理解を促進するための普及啓発、
31 専門的な相談支援の充実に、関係機関との支援ネットワークの充実に、支援手法等に

32 対する研修等を行うなど、高次脳機能障害者の支援体制の充実に努めます。

33

- 1 ◆^{こうじのうきのうしょうがい たい ただ りかい そくしん}高次脳機能障害に対する正しい理解の促進
- 2 ◆^{こうじのうきのうしょうがいしやおよ かぞくとう たい そうだんしえん じゅうじつ}高次脳機能障害者及びその家族等に対する相談支援の充実
- 3 ◆^{こうじのうきのうしょうがい しえんきよてんきかん しえんたいせい じゅうじつ}高次脳機能障害の支援拠点機関の支援体制の充実

4

5 ③^{なんびょうかんじゃとう しえん}難病患者等についての支援

6 ^{へいせい ねん がつ しょうがいしやそうごうしえんほう しょうがいしや ていぎ なんびょうとう ついか}平成25年4月から障害者総合支援法における障害者の定義に「難病等」が追加さ

7 ^{なんびょうかんじゃとう しょうがいふくし とう りょう かのう}れ、難病患者等の障害福祉サービス等の利用が可能となりました。

8 ^{なんびょうかんじゃとう しえん しょうがいふくし とう りょう そくしん}難病患者等の支援については、障害福祉サービス等の利用を促進するとともに、

9 ^{いりょう ひとう じよせいおよ せんもんせい そうだんまどぐち せっち なんびょうかんじゃおよ かぞく}医療費等の助成及び専門性のある相談窓口の設置により難病患者及びその家族の

10 ^{あんてい りょうようせいかつ かくほ とく}安定した療養生活の確保に取り組みます。

11 ^{しょうにまんせいとくていしっぺいじどうとう しえん いりょうひ じよせいせいどおよ にちじょうせいかつ}また、小児慢性特定疾病児童等の支援についても、医療費助成制度及び日常生活

12 ^{ようぐ きゅうふ じっし にちじょうせいかつ しつ こうじょう はか}用具の給付を実施するなど、日常生活の質の向上を図ります。

- 13
- 14 ◆^{なんびょうとう たい ただ りかい そくしん}難病等に対する正しい理解の促進
- 15 ◆^{なんびょうかんじゃとう しょうがいふくし りょう しゅうち}難病患者等への障害福祉サービス利用の周知
- 16 ◆^{なんびょうほう いりょうひ じよせいせいど じっし}難病法による医療費助成制度の実施
- 17 ◆^{せんもんせい そうだんまどぐち せっち}専門性のある相談窓口の設置
- 18 ◆^{しょうにまんせいとくていしっぺいりりょうひ じよせいせいど じっし}小児慢性特定疾病医療費助成制度の実施
- 19 ◆^{しょうにまんせいとくていしっぺいじどうとう にちじょうせいかつ しつ こうじょうしえん}小児慢性特定疾病児童等の日常生活の質の向上支援

20

21 ④^{いりょうてき じとう たい そうごうてき しえん}医療的ケア児等に対する総合的な支援

22 ^{いりょうてき じおよ かぞく たい しえん かん ほうりつ いりょうてき じ}「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」における医療的ケア児の

23 ^{にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ しゃかいぜんたい ささ りねん しょうそん かんけいきかん}日常生活及び社会生活を社会全体で支えるという理念にのっとり、市町村、関係機関

24 ^{れんけい いりょうてき じおよ かぞく そうだんしえん じょうほうていきょう じんざいいくせい じゅうじつ}と連携して、医療的ケア児及びその家族への相談支援や情報提供、人材育成の充実

25 ^{とう とく}等に取り組みます。

26 ^{ほいくしじょう いりょうてき じ うけい かのう かんごしとう はいち}また、保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするため、看護師等の配置

27 ^{ほいくしじょう いりょうてき おこな ひつよう けんしゅうじゅうこう しえんとう おこな う い}や保育士等が医療的ケアを行うために必要な研修受講への支援等を行い、受け入れ

28 ^{たいせい せいび とく}体制の整備に取り組みます。

- 29
- 30 ◆^{いりょうてき じおよ かぞくとう たい そうだんしえんとう じゅうじつ}医療的ケア児及びその家族等に対する相談支援等の充実
- 31 ◆^{かんけいきかんとう じょうほう ていきょうおよ けんしゅう}関係機関等への情報の提供及び研修
- 32 ◆^{いりょうてき じ はいち}医療的ケア児コーディネーターの配置
- 33 ◆^{ほいくしじょう かんごしとうはいち しえんとう すいしん}保育所等における看護師等配置の支援等の推進

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33

(3) 障害者を支える人材の養成・確保並びに資質の向上

障害者が、社会の一員として、安心して日常生活を送り、積極的に社会参加を実現するには、様々な場面で多くの人々の支援を必要とします。そのために、これらの人材の養成、確保並びに資質の向上に努めます。

①保健、医療の専門職員の養成、確保

医師、看護師や保健師、精神保健福祉士とともに、医学的リハビリテーションにおいて重要な理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などの専門職員の養成、確保に努めます。

◆保健、医療人材の養成、確保

②福祉サービスの人材確保、資質の向上

障害者の自立した生活や社会参加を促すため、社会福祉士や精神保健福祉士、介護福祉士などの専門職員の養成、確保に努めます。

また、障害者のニーズに沿った福祉サービスの調整を行う相談支援従事者や障害福祉サービス事業所におけるサービス管理責任者、そして、障害者の地域での自立生活を支援する手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成及び資質の向上を図るための研修の充実に努めます。

さらに、障害者の日々の生活を支援するホームヘルパー（居宅介護従事者）やガイドヘルパー（移動支援従事者）などの障害者のニーズに応じた人材の確保に努めます。

障害福祉サービス従業者の処遇改善については、処遇改善加算等について周知を図るなど、事業所による加算取得に向けた取組を促進します。

また、障害福祉分野におけるICT活用等による生産性向上の取組を促進し、サービスの向上に努めます。

◆福祉人材の養成、確保

◆福祉サービスの人材確保、資質の向上

◆障害福祉サービス従業者の処遇改善の促進

◆障害福祉分野におけるICT活用等によるサービスの向上

III 成果指標

1 障害のある人もない人も共に支えあう環境づくり（共生社会の構築）

こ う 項 目	げんじょうち 現 状 値 きじゅんねん (基 準 年)	もくひょうち 目 標 値 (R13)
せいねんこうけんせいどりようそくしんけいかく さくてい 成年後見制度利用促進計画を策定している しちょうそんすう 市町村数	しちょうそん 1市町村 (2.4%) (R2)	しちょうそん 22市町村(R5)
ちゅうかくきかん せいび しちょうそんすう 中核機関を整備している市町村数	しちょうそん 1市町村 (2.4%) (R2)	しちょうそん 22市町村(R5)
ふくし じょうれい もと みんかんしせつ かんりよう 福祉のまちづくり条例に基づく、民間施設の完了 けんさおよ こうきょうしせつ てきごうしょうこうふしんさ 検査及び公共施設の適合証交付審査における てきごうりつ 適合率	64.5% (R2)	75.0%
どうにゅうりつ ノンステップバス導入率	71.6% (R1)	74.5%
けんえいじゅうたく かりつ 県営住宅のバリアフリー化率	29.8% (R2)	41.2%
としこうえん かりつ 都市公園のバリアフリー化率	34.7% (R2)	42.6%
たいおう すいしん こうわんすう ユニバーサルデザインへの対応を推進した港湾数	こう 0港 (R3)	こう 25港
とうろくしゅわつうやくしや ようやくひつきしや かず 登録手話通訳者・要約筆記者の数	めい 140名 (R2)	めい 236名
ひなんこうどうようしえんしゃめいぼさくせいとう すいしん 避難行動要支援者名簿作成等の推進	しちょうそん 39市町村 (95.1%) (R2)	しちょうそん 41市町村 (100%)
こうえいじゅうたくかんりこすう 公営住宅管理戸数	こ 30,132戸 (R2)	こ 31,130戸
こべつひなんけいかくさくていしちょうそんすう いちぶさくせいふく 個別避難計画策定市町村数(一部作成含む)	しちょうそん 17市町村 (41.5%) (R2)	しちょうそん 41市町村 (100%)

□ 主な具体的施策 □

(1) 権利擁護に関する施策の総合的な推進

◆ 障害のある人の権利擁護に関する相談研修の実施

◆ 成年後見制度の利用促進

◆ 障害者虐待に係る通報義務の啓発広報活動

◆ 投票所のバリアフリー化の促進 など

- 1 (2) 障害や障害者に対する理解を深める広報啓発等の強化
2 ◆障害者週間等に関する事業の実施
3 ◆学校における障害者理解促進のための「こころのバリアフリー化」の推進 など
4 ど
5
- 6 (3) 相談支援の充実
7 ◆相談支援専門員等の養成・確保並びに処遇の改善
8 ◆ピアサポートの推進及びピアサポーター養成研修の実施 など
9
- 10 (4) 人間優先の福祉のまちづくり
11 ◆公共施設や民間施設のバリアフリー化の推進
12 ◆公営住宅の入居優遇措置 など
13
- 14 (5) 防災等対策の推進
15 ◆災害時要配慮者支援の促進
16 ◆防犯に対する相談対応 など
17
- 18 (6) 情報のバリアフリー化の推進
19 ◆障害特性に配慮した情報の提供の促進
20 ◆手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣促進 など
21

1 2 障害のある人がいきいきと活躍できる環境づくり（自立・社会参加の拡大）

2

こ う 項 目	げんじょうち 現 状 値 きじゅんねん (基 準 年)	もくひょうち 目 標 値 (R13)
しょうがいしゃじつこようりつ 障 害 者 実 雇 用 率	2.86% (R3)	3.26%
しょうがいしゃしゅうろうけい 障 害 者 就 労 系 サ ー ビ ス 事 業 所 の 平 均 工 賃 月 額	えん 15,638円 (R2)	えん 17,200円
しょうがいしゃ 障 害 者 ス ポ ー ツ 活 動 団 体 数	だんたい 32団 体 (R2)	だんたい 38団 体
けいどちゅうとうどなんちょうじほちょうきこうにゆうひじよせいじぎょう 「軽 度 ・ 中 等 度 難 聴 児 補 聴 器 購 入 費 助 成 事 業」 じっししちようそんすう 実 施 市 町 村 数	しちようそん 27市 町 村 (R2)	しちようそん 29市 町 村
しょうがいしゃたよう 障 害 者 の 多 様 な ニ ー ズ に 対 応 し た 委 託 訓 練 しゅうりょうしゃ 修 了 者 の 就 職 率	41.2% (R2)	55.0%
のうふくれんけい 農 福 連 携 の 推 進 に 向 け た 農 業 専 門 家 派 遣 事 業 しよすう 所 数	じぎょうしよ 5事 業 所 (R2)	じぎょうしよ 5事 業 所
とくべつしえんがっこうきょういん 特 別 支 援 学 校 教 員 の 特 別 支 援 学 校 教 諭 等 免 許 じょうほゆうりつ 状 保 有 率	79.0% (R2)	88.0%

3

4 □ 主な具体的施策 □

5 (1) 雇用の拡大、就業の促進

- 6 ◆ 「国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達に関する法律」等
7 基づく官公需の優先発注の推進
8 ◆ 就労機会拡大に向けた職場実習のあっせんや新たな職域の開拓
9 ◆ 福祉的就労から一般就労への移行を含めた障害者の特性に最も適した働く
10 場への移行促進 など

11

12 (2) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの推進及び療育の

13 充実

- 14 ◆ 教育施設の基礎的環境整備の充実
15 ◆ 障害児の一貫した相談支援体制の強化
16 ◆ 大学や専門学校など高等教育における障害のある学生への支援体制に向け
17 た啓発 など

18

- 1 (3) スポーツ・レクリエーション及び文化芸術活動等の促進
- 2 ◆全国障害者スポーツ大会への県選手団の派遣支援
- 3 ◆障害の特性に応じた競技指導の出来る障害者スポーツ指導員の養成 など
- 4

1 3 障害のある人が健やかに生活できる環境づくり（保健・医療・福祉サービスの
2 充実）
3

こ 項 目	げんじょうち 現 状 値 きじゅんねん (基 準 年)	もくひょうち 目 標 値 (R13)
はったつしょうがいしゃ そろだんまどぐちせつちしちょうそんすう 発達障害者の相談窓口設置市町村数	しちょうそん 18市町村 (R2)	しちょうそん 41市町村
ふくししせつ ちいきせいかつ いこうしゃすう 福祉施設から地域生活への移行者数	にん 39人 (R1)	にん 39人
かんごししゅうぎょうしゃすう じんこう まんにんたいひ 看護師就業者数(人口10万人対比)	にん 1060.6人 (H30)	にん 1453.2人
かんりせきにしや じどうはったつしえんかんりせきにしや サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 けんしゅうじゅこうしゃすう 研修受講者数	にん 397人 (R3)	にん 400人

4
5 主な具体的施策

6 (1) 保健・医療・福祉サービスの充実

7 ◆ 障害者の保健・医療体制の充実

8 ◆ グループホームの提供体制の整備や自立生活援助の必要量の確保

9 ◆ 精神障害者の地域移行の促進及び地域定着支援の強化 など

10
11 (2) 発達障害児(者)等の支援

12 ◆ 健診等を通じた発達の気になる段階での発達支援

13 ◆ 高次脳機能障害者及びその家族等に対する相談支援の充実

14 ◆ 難病等に対する正しい理解の促進

15 ◆ 医療的ケア児及びその家族等に対する相談支援等の充実 など

16
17 (3) 障害者を支える人材の養成・確保並びに資質の向上

18 ◆ 保健・医療人材の養成、確保

19 ◆ 福祉人材の確立・養成

20 ◆ 福祉サービスの人材確保、資質の向上 など

1 ようご かいせつ
用語の解説

2

3 ぎょう
【あ行】

4 ICT

5 じょうほうつうしんぜんぱん
情報通信全般。

6

7 アクセシビリティ

8 しせつ せつび じょうほう せいどとう りよう
施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

9

10 い し けつてい し えん
意思決定支援

11 みずか い し けつてい こんなん かか しょうがいしゃ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ かん
自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して
12 みずか い し はんえい せいかつ おく かのう かぎ ほんにん みずか い し けつてい
自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定
13 できるよう し えん ほんにん い し かくにん い し およ せんこう すいてい し えん つ ほんにん い し
できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思
14 およ せんこう すいてい こんなん ばあい さいご しゅだん ほんにん さいぜん りえき けんとう
及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために
15 じぎょうしゃ しょくいん おこな し えん こういおよ しく
事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

16

17 きょういく
インクルーシブ教育システム

18 にんげん たようせい そんちょうとう きょうか しょうがいしゃ せいしんてきおよ しんたいてき のうりよくとう かのう さいだいげんど
人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度
19 はったつ じゅう しゃかい こうかてき さんか かのう もくてき もと しょうがい
まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある
20 もの しょうがい もの とも まな しく しょうがい もの きょういくせいどいっばん
者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのことをいう。障害のある者が教育制度一般から
21 はいじょ じ こ せいかつ ちいき しょうちゅうとうきょういく きかい あた
排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、
22 こじん ひつよう ごうりてきはいりよ ていきょう とう ひつよう
個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

23

24 エコツーリズム

25 いっばん しぜんかんきょう れきしぶんか ちいきこゆう みりよく かんこうきやく つた
一般には、自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その
26 か ち たいせつ りかい ほぜん めざ かんこう おきなわけん しぜん
価値や大切さが理解され、保全につなげていくことを目指した観光のこと。沖縄県では、①自然・
27 れきし ぶんか てきせつ ほぜん じぞくてき かつよう ちいき かつせいか ほうもんしゃ てきせつ あんない う
歴史・文化の適切な保全と持続的な活用、②地域の活性化、③訪問者が適切な案内を受けて
28 ちいき しぜん れきし ぶんか かつどう ようそ み かんこう かんが かつ
地域の自然・歴史・文化とふれあう活動の3つの要素を満たす観光をエコツーリズムの考え方
29 かか すいしん
に掲げ推進している。

30

31 NPO

32 ひえいりそしき やく ひろ しゃかいぜんたい やくだ かつどう そしき じはつてき おこな そしきないぶ
非営利組織と訳される。広く社会全体に役立つ活動を、組織として自発的に行い、組織内部
33 りえきぶんばい おこな じぎょうかつどうけいぞく めざ だんたい めざ
での利益分配を行わず、事業活動継続を目指す団体を目指している。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33

エンパワメント

社会福祉援助活動（ソーシャルワーク）において、利用者、利用者集団、コミュニティなどが力（パワー）を自覚して行動できるような援助を行うことをいう。利用者などの主体性、人権等が脅かされている状態において、心理的、社会的に支援する過程をいう。

沖縄県障害者権利擁護センター

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第36条に基づき各都道府県に設置。使用者虐待に関する通報又は届出の受理、市町村が行う措置に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供、助言などを行う。

【力行】

介護実習・普及センター

高齢者や身体障害者が住み慣れた地域で安心して自立した在宅生活を送ることができるよう支援する機関。

介護福祉士

社会福祉士及び介護福祉法に基づく国家資格。専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障のある者の心身の状況に応じた介護を行うとともに、介護を要する者及び介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者を指す。

グループホーム

福祉サービスのひとつ。地域において共同生活を営むことに支障のない障害者に、夜間や休日に共同生活を行う住居を提供し、相談や日常生活上の援助を行うものをいう

言語聴覚士

言語聴覚士法に定められた資格を有し、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある人の機能の維持向上を図るため、言語訓練やその他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業務とする者をいう。

高次脳機能障害

脳血管障害や頭部外傷などによって脳が損傷され、言語、思考、記憶、遂行、学習、

1 注意などの機能が働きにくい状態をいう。この障害は、外見上わかりにくいいため、一般の
2 方に理解されにくく、本人や家族の負担が大きなものになりやすい。

3
4 **合理的配慮**

5 障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使す
6 ることを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要と
7 されるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

8
9 **コミュニティバス**

10 公共交通が不便な地域などで、高齢者や体の不自由な方にも安全で利用しやすく、地域
11 住民の多様なニーズにきめ細かく対応する地域密着型のバスのことをいう。市町村が運行
12 する一般路線がコミュニティバス路線となることもある。

13
14 **【サ行】**

15 **作業療法士**

16 理学療法士及び作業療法士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。
17 医師の指示の下に、身体又は精神障害のある人に、手芸工芸、その他の作業を行わせ、
18 主としてその作業能力や社会適応能力の回復を図ることを業務内容とする専門医療
19 従事者。

20
21 **施設入所支援**

22 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うことをいう。

23
24 **市町村障害者虐待防止センター**

25 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79
26 号)第32条に基づき各市町村に設置。障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者
27 の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を行う。

28
29 **社会資源**

30 生活上のニーズを充足するさまざまな物資や人材、制度、技能の総称。社会福祉施設や
31 介護サービス、社会生活に関する情報提供なども含まれる。これらを供給主体から分類
32 すれば、行政や社会福祉法人によるサービスなどのフォーマルなものと同隣の人々や友人な
33 どのインフォーマルなものに分けられるが、その境界は明確ではない。(「社会福祉用語辞典第

1 9版」ミネルヴァ書房)

2
3 生涯学習

4 一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、
5 文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味な
6 ど様々な場や機会において行う学習。

7
8 障害者雇用率制度

9 障害者の雇用の促進等に関する法律に定められている対象障害者（身体障害者、
10 知的障害者又は精神障害者（精神保健福祉手帳の交付を受けている者に限る））の雇用に
11 関し、社会連帯の理念に基づき適当な雇用の場を与えるための制度をいう。令和3年3月1日
12 からは、民間の事業主にあつては2.3%、国及び地方公共団体にあつては2.6%、教育委員会
13 にあつては2.5%、特殊法人にあつては2.6%以上の対象障害者を雇用する義務を負うこと
14 に改正された。

15
16 障害者週間

17 平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉について
18 関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極
19 的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12月9日）に代わる
20 ものとして設定された。「障害者週間」の期間は、毎年12月3日から12月9日までの
21 1週間で、この期間を中心に、国、地方公共団体、関係団体等において様々な意識啓発
22 に係る取組を展開している。

23
24 障害者就業・生活支援センター

25 就職や職場への定着が困難な障害者を対象として、身近な地域で、雇用、福祉、教育
26 等の関係機関との連携の拠点として連絡調整を積極的に行いながら、就業及びこれに
27 伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行うことを目的としている。

28
29 障害者就労支援（障害者に対する就労支援）

30 就労支援としては、(1) 企業など通常の事業所での就労を希望する障害のある人に
31 対して、一般就労への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った
32 職場探し、就労後の職場定着のための支援を行う「就労移行支援事業」(2) 企業など通常
33 の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づく就労の機会

1 を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力が高まった人について、一般就労
 2 への移行に向けた支援を行う「就労継続支援A型事業」(3) 企業など通常の事業所に雇用
 3 されることが困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づかない就労の機会を提供す
 4 るとともに、一般就労に必要な知識及び能力が高まった人について、一般就労への移行に
 5 向けた支援を行う「就労継続支援B型事業」(4) 一般就労へ移行した障害のある人につ
 6 いて、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために必要な連絡調整や指導・
 7 助言等を行う「就労定着支援事業」といった事業がある。

8
 9 **職場適応訓練**

10 本雇用を前提として、障害者の能力に適した作業を企業に委託して実施訓練を行い、
 11 職場環境へ適応しやすくする。訓練終了後は引き続き雇用に移行する制度。期間は通常6
 12 か月(重度障害者:1年)。企業への委託費として、訓練生1人あたり月額24,000円(重度
 13 障害者:25,000円)が支給される。

14
 15 **障害者110番**

16 障害者の権利擁護に係る相談等に対応する常設相談窓口をいう。内容に応じ弁護士等
 17 による相談チームを編成して専門相談を行うほか、必要に応じ専門機関に依頼する。

18
 19 **障害年金**

20 国民年金法、厚生年金保険法及び国家公務員共済組合法等の年金各法に基づく障害を
 21 支給事由とする年金給付をいう。障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金がある。

22
 23 **障害保健福祉圏域**

24 県では、各市町村の区域を越える広域的な事業の実施など、地域の特性を踏まえた施策を
 25 計画的に推進するために、5つの圏域(県福祉事務所の管轄:北部、中部、南部、宮古、八重山)
 26 を設定している。

けんいきめい 圏域名 けい し ちょう せん (計11市11町19村)	し ちょう せん めい 市 町 村 名
ほくぶしょうがいふくしけんいき 北部障害福祉圏域 し ちょう せん (1市1町7村)	なごし くにながみせん おおぎみせん ひがしせん なきじんせん もとぶちょう いえせん 名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、 伊平屋村、伊是名村
ちゅうぶしょうがいふくしけんいき 中部障害福祉圏域 し ちょう せん (3市3町5村)	ぎのわんし おきなわし し おんなせん ぎのぎせん きんちょう よみたんせん 宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村 かでなちょう ちやたんちょう きたなかくすくせん なかくすくせん 嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村
なんぶしょうがいふくしけんいき 南部障害福祉圏域	なはし うらせえし いとまんし とみぐすくし なんじょうし にしはらちょう よなばるちょう 那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、

し ちょう せん (5市5町6村)	はえぼるちょう とかしきせん ざまみせん あぐにせん となきせん みなみだいとうせん 南風原町、渡嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村、南大東村、 きただいとうせん くまじまちょう やえせちょう 北大東村、久米島町、八重瀬町
みやこしょうがいふくしけんいき 宮古障害福祉圏域 し せん (1市1村)	みやこじまし たらません 宮古島市、多良間村
やえやましょうがいふくしけんいき 八重山障 害福祉圏域 し ちょう (1市2町)	いしがきし たけとみちょう よなぐにちょう 石垣市、竹富町、与那国町

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15
- 16
- 17
- 18
- 19
- 20
- 21
- 22
- 23
- 24
- 25
- 26
- 27

しよくほう
触 法

けいばつほうれい ふ
刑罰法令に触れること。

しょうにまんせいとくていしつぺい
小児慢性特定疾病

こ まんせいてき びょうき ちりょう そうとうきかん よう いりょう ひ ふたん こうがく
子どもの慢性的な病気のうち、治療に相当期間を要し、医療費の負担の高額となるものは
しょうにまんせいとくていしつかん いりょう ひ こうひふたん おこな
「小児慢性特定疾患」として、医療費の公費負担が行 われている。
たいしょう あくせいしんせいぶつ まんせいじんしつかん まんせいこきゅうきしつかん まんせいしんしつかん ないぶんびつつかん こうげんびょう
対象は悪性新生物／慢性腎疾患／慢性呼吸器疾患／慢性心疾患／内分泌疾患／膠原病
とうにようびょう せんでんせいたいしやいじょう けつえきしつかん めんえきしつかん しんけい・きんしつかん まんせいしょうかきしつかん
／糖 尿 病／先天性代謝異常／血液疾患／免疫疾患／神経・筋疾患／慢性消化器疾患／
せんしよくたいまた いでんし へんか ともな しょうこうぐん ひふしつかんぐん こつけいとうしつかん みやつかんけいしつかん
染色体又は遺伝子に変化を伴う 症 候 群／皮膚疾患群／骨系統疾患／脈管系疾患。

じりつしえんいりょう
自立支援医療

しんしん しょうがい じよきよ けいげん いりょう いりょう ひ じ こふたんがく けいげん こうひ
心身の障 害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費
ふたんいりょうせいど へいせい ねん がつ しこう しょうがいしやじりつしえんほう へいせい ねん がつ しょうがいしや
負担医療制度。平成18年4月に施行された障 害者自立支援法（平成25年4月から「障 害者
にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん ほうりつ かいせい しこう ともな じゅうらい
の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正）の施行に伴い、従 来
いくせいりりょう こうせいりりょう せいしんしょうがいしやつういんいりょう とうごう いりょうきゅうふせいど
の育成医療、または更生医療、精神障 害者通院医療が統合してできた医療給付制度。

しんしんしょうがいしやふようきょうさいせいど
心身障 害者扶養 共済制度

しょうがいしや ほ ごしや そうごふじよ せいしん もと ほ ごしや せいぞんちゅうかけきん のうにゅう
障 害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が生存中掛金を納入することによ
ほ ごしや しぼう ばあい しょうがいしや しゅうしんねんきん しきゅう しょうがいしや せいかつ あんてい ふくし
り、保護者の死亡などの場合に障 害者に終身年金を支給し、障 害者の生活の安定と福祉
ぞうしん し しょうがいしや しょうらい たい ほ ごしや いた ふあん けいげん ほか もくてき
の増進に資するとともに、障 害者の将来に対し保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的
にんいかにゅう せいど
とした任意加入の制度をいう。

しんたいしょうがいしやこうせいそうだんしよ
身体障 害者更生相談所

しんたいしょうがいしやふくしほうだい じょう きてい もと しちょうせん しんたいしょうがいしや こうせいえんご
身体障 害者福祉法第11条の規定に基づき、市町村における身体障 害者の更生援護の
じつし かん てきせつ しえん もくてき せつち そうだんぎょうむ はんていぎょうむおよ しちょうせんそうご
実施に関し、適切な支援をすることを目的に設置され、相談業務・判定業務及び市町村相互
かん れんらくちょうせいぎょうむ おこな
間の連絡調整業務を行っている。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33

しんたいしょうがいしやてちょう

身体障害者手帳

しんたいしょうがいしやふくしほう べつびょう かか しんたいじょう しょうがい もの たい しんせい もと
身体障害者福祉法の別表に掲げる身体上の障害がある者に対し、申請に基づいて
しょうがいていど にんてい ほう さだ しんたいしょうがいしや しょうひょう こうふ てちょう かくしゆ
障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として交付する手帳。各種
えんごせさく う たいしょう しょうがい しかく ちょうかく へいこうきのう おんせい げんご
援護施策を受けることができる。対象となる障害は視覚／聴覚、平衡機能／音声・言語・そ
きのう したいふじゆう しんぞうきのう ぞうきのう こきゅうききのう また ちよくちょうきのう
しゃく機能／肢体不自由／心臓機能／じん臓機能／呼吸器機能／ぼうこう又は直腸機能／
しょうちょうきのう めんえききのう かんぞうきのう
小腸機能／免疫機能／肝臓機能。

せいかつしゅうかんびょう

生活習慣病

しょくしゅうかん うんどうしゅうかん きゅうよう きつえん いんしゅうとう せいかつしゅうかん ほっしょう しんこう かんよ
食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与す
しっかんぐん
る疾患群をいう。

せいかつふくしききん

生活福祉資金

ていしょとくしや しょうがいしやおよ こうれいしやせたい たい けいざいできじりつおよ せいかつひやく じょちょうそくしんなら
低所得者、障害者及び高齢者世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに
ざいたくふくし そくしんとう はか あんてい せいかつ おく もくてき とどうふけん しゃかいふくし
在宅福祉の促進等を図り、安定した生活が送れることを目的として、都道府県の社会福祉
きょうぎかい じっし しきん かしつけせいで
協議会が実施する資金の貸付制度。

せいしんしょうがいしやほけんふくしてちょう

精神障害者保健福祉手帳

せいしんしょうがいしや しゃかいふつきおよ じりつ しゃかいさんか そくしん はか もくてき せいしんしっかん
精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を
ゆう もの せいしんしょうがい ちょうき にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ せいやく もの
有する者のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者
たいしょう しんせい もと にんてい けんちじ こうふ てちょう
を対象として、申請に基づき認定し県知事が交付する手帳。

せいしんほけんふくしし

精神保健福祉士

せいしんほけんふくししほう もと こっかしかく せいしんしょうがいしや ほけんおよ ふくし かん せんもんてき
精神保健福祉士法に基づく国家資格をいう。精神障害者の保健及び福祉に関する専門的
ちしき ぎじゆつ せいしんしょうがいしや しゃかいふつき かん そうだん おう じょげん しどう にちじょうせいかつ
知識と技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活
てきおう ひつよう くんれん た えんじよ おこな ぎょうむ もの せいしんほけんふくしし
への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業務とする者で、精神保健福祉士
とうろくぼ とうろく もの
登録簿に登録された者をいう。

せいねんこうけんせいど

成年後見制度

にんちしょう ちできしょうがいしや せいしんしょうがいしや ほんだんのうりよく ふじゅうぶん せいねんしや ほご
認知症、知的障害者、精神障害者などの判断能力の不十分な成年者を保護するための
せいど
制度をいう。

ぜんこくしゅんじけいほう

1 全国瞬時警報システム

2 人工衛星と市町村の同報系防災行政無線を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達
3 するシステムをいう。通称 J-ALERT。

4

そうだんしえん

5 相談支援

6 相談支援は障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう身近な
7 市町村を中心として実施するサービスで、障害福祉サービス等の利用計画が立てられない
8 場合に相談できる計画相談支援や、一般的な相談をしたい場合などの相談に対応する地域
9 相談支援等がある。

10

ぎょう

11 【夕行】

だいさんしゃいん

12 第三者委員

13 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進
14 するため、事業者が自ら体制を設置するもの。職務は、苦情受付担当者からの受け付けた
15 苦情内容の報告聴取、苦情内容の報告を受けた旨の苦情申出人への通知、事業者への助言、
16 苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの立会い、助言、日常的な状況把握と意見
17 傾聴などがある。

18

だいさんしゃひょうか

19 第三者評価

20 福祉サービス事業者が提供する福祉サービスを、公正・中立な第三者評価機関が専門的・
21 客観的に評価し、その結果を事業者にフィードバックすることによって、事業者自らが自己
22 の抱える課題を具体的に把握し、サービスの質の向上に向けて取り組むための支援を目的とし
23 た制度をいう。

24

ちいきこうしえん

25 地域移行支援

26 施設や病院に長期入所等していた者が地域での生活に移行するため、入院中から、
27 住居の確保や新生活の準備等について支援を行うもの。

28

ちいきせいかつしえんきよてんとう

29 地域生活支援拠点等

30 障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急
31 時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域
32 の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供
33 体制（地域生活支援拠点等とは地域生活支援拠点又は面的な体制）のこと。

1
2 **地域定着支援**
3 ちいきでいちやくしえん
4 きょたく ひどりく 居宅で一人暮らしをしているなど、ちいきせいかつ 地域生活している者に対して、もの たい やかんとう ふく きんきゅう じ 夜間等も含む緊急時にお
5 ける連絡、相談等のサポートを行うもの。

6 **特別支援学校**
7 しかくしょうがいしゃ ちょうかくしょうがいしゃ ちてきしょうがいしゃ したいふじゅうしゃまた びょうじゃくしゃ しんたいきよじゃくしゃ
8 ふく 視覚障害者、たい 聴覚障害者、ようちえん しょうがっこう ちゅうがっこうまた こうとうがっこう じゅん きょういく ほどこ 知的障害者、しょうがい 肢体不自由者又は病弱者（しょうがい 身体虚弱者を
9 がくしゅうじょうまた せいかつじょう こんなん こくふく じりつ はか ひつよう ちしきぎのう さず 含む。）に対して、もくてき がっこう 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、
10 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授け
11 ることを目的とする学校をいう。

12 **特別支援教育**
13 しょうがい ようじじどうせいと じりつ しゃかいさんか む しゅたいてき とりくみ しえん してん
14 障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に
15 た ようじじどうせいとひとり きょういくてき はあく も ちから たか せいかつ がくしゅう 立ち、じょう こんなん かいぜんまた こくふく てきせつ しどうおよ ひつよう しえん おこな 幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習
16 上の困難を改善又は克服するための適切な指導及び必要な支援を行うこと。

17 **【ナ行】**
18 **内部障害**
19 しんたいしょうがい しんぞう じんぞう こきゅうき ちよくちよう しょうちよう めんえきおよ かんぞう きのう
20 身体障害のうち、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫及び肝臓の機能
21 障害。

22 **難病等**
23 なんびょうとう ちりょうほうほう かくりつ しっぺい た とくしゅ しっぺい せいれい さだ
24 難病等とは、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定める
25 しょうがい ていど こうせいろうどうだいじん さだ ていど もの さいいじょう ものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの
26 しょうがいしゃそうごうしえんほう なんびょうとう はんい へいせい ねん がつ にち かいさい だい をいう。障害者総合支援法における難病等の範囲は、平成30年2月20日に開催された第5
27 かいしょうがいしゃそうごうしえんほうたいしょうしっぺいけんとうかい しっぺい 回障害者総合支援法対象疾病検討会において、359疾病となっている。

28 **日中活動系サービス**
29 しょうがいふくし せいかつかいご じりつくんれん きのうくんれん じりつくんれん せいかつくんれん しゅうろう
30 障害福祉サービスのうち、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労
31 いこうしえん しゅうろうけいぞくしえん がた しゅうろうけいぞくしえん がた しゅうろうていちやくしえん りょうようかいご じどう 移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、療養介護、児童デイ
32 たんきにゅうしょ ひる ていきょう しゅべつ サービス、短期入所などの昼に提供されるサービス種別をいう。

33 **ノーマライゼーション**

1 しょうがいしゃ しゃかい なか た おな せいかつ おく けんり ゆう せいかつ ささ しゃかい
障害者が社会の中で他と同じように生活を送る権利を有し、その生活を支える社会。

2

3 ぎょう
【ハ行】

4 せいど
パーキングパーミット制度

5 しょうがいしゃとうようちゆうしゃ りよう たいしょうしゃ はんい せってい じょうけん がいとう きぼう
障害者等用駐車スペースを利用できる対象者の範囲を設定し、条件に該当する希望
6 しゃ ちいき きょうりょくしせつ きょうつう りよう りようしょう こうふ りようしょう
者に地域の協力施設で共通に利用できる利用証を交付するものをいう。この利用証により、
7 ちゆうしゃしゃりよう しきべつ ふてきせい ちゆうしゃ よくし もくてき いちぶ ちいき
駐車車両を識別し、不適正な駐車を抑止することを目的としている。一部の地域では
8 ちほうこうきょうだんたいかん れんけい りようしょう そうごりよう すす
地方公共団体間の連携により、利用証の相互利用も進められている。

9

10 はったつしょうがい
発達障害

11 じへいしょう しょうこうぐん た こうはんせい はったつしょうがい がくしゅうしょうがい ちゅういけっかんたどうせい
自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性
12 しょうがい た るい のうきのう しょうがい しょうじょう つうじょうていねんれい はつげん
障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現す
13 るものをいう。

14

15 はったつしょうがいしゃしえん
発達障害者支援センター

16 はったつしょうがいしゃしえんほうだい じょう もと はったつしょうがいしゃしえん せんもんきかん かくとどうふけん してい
発達障害者支援法第14条に基づき、発達障害者支援の専門機関として各都道府県・指定
17 とし せっち はったつしょうがい じしやおよ かぞく そうだん おう かんけいきかん けんしゅうかい
都市に設置。発達障害児者及びその家族からの相談に応じるほか、関係機関への研修会
18 かいさい じんざいいくせい はったつしょうがい ふきゅうけいはつ しょうほうていきょう おこな
開催による人材育成、発達障害についての普及啓発や情報提供を行う。

19

20 バリアフリー

21 しょうがいしゃ しゃかいせいかつ うえ しょうへき じょきよ いみ
障害者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味であ
22 る。バリアフリーという用語は、建築用語として登場し、建物内の段差の解消など物理的
23 しょうへき じょきよ いみ あ つよ だい じおきなわけんしょうがいしゃきほんけいかくほんぶん しょうがいしゃ
障壁の除去という意味合いが強いが、第4次沖縄県障害者基本計画本文では、障害者の
24 しゃかいさんか こんなん ぶつりてき しゃかいてき せいどてき しんりてき しょうへき じょきよ
社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的などすべての障壁（バリア）を除去
25 するという意味で用いている。

26

27 ピアカウンセリング

28 しょうがい ひとじしん みずか たいけん もと た しょうがい ひと そうだんあいて
障害のある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手となった
29 おな なかま しゃかいさんか ちいき こうりゅう もんだい かいけつどう しえん かつどう おも そうだん
り、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動。主に相談
30 りきてん お がいねん
に力点を置く概念。

31

32 ふくしてきしゅうろう
福祉的就労

33 つうじょう じぎょうしょ こよう こんなん しょうがい ひと しょうがいしゃそうごうしえんほう もと
通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人が障害者総合支援法に基づき、

1 しえん う しゅうろう
支援を受けながら就労すること。

2

3 ヘルプマーク

4 がいけん えんじょ はいりょ ひつよう かた しゅうい かた はいりょ ひつよう
外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要として
5 いることを知らせることで、援助が得やすくなるマークのこと。

6

7 訪問系サービス

8 しょうがいふくし きょたくかいご じゅうどほうもんかいご どうこうえんご こうどうえんご じゅうどしょうがいしゃ
障害福祉サービスのうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者
9 等包括支援など自宅や外出時に提供されるサービスの種別をいう。

10

11 【ヤ行】

12 ユニバーサルデザイン

13 しょうがい う む ねんれい せいべつ じんしゅどう たよう ひとひと りよう とし せいかつ
障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活
14 環境をデザインする考え方のことをいう。

15

16 【ラ行】

17 理学療法士

18 りがくりょうほうしほうおよ さぎょうりょうほうしほう もと いがくてき ぎじゅつしゃ こっかしかく
理学療法士法及び作業療法士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。
19 しんたい しょうがい ひと たい きほんてきどうさのうりよく かいふく はか たいそう でんきてき しげき
身体に障害のある人に対し、その基本的動作能力の回復を図るため、体操、電気的な刺激、
20 マッサージ、温熱等の物理的な刺激を加えるリハビリテーションを行う専門医療従事者。

21

22 リハビリテーション

23 しんしん しょうがい もの にんげんてきふっけん りねん しょうがいしゃ のうりよく さいだいげん はつき
心身に障害のある者の人間的復権を理念とし、障害者のもつ能力を最大限に発揮させ、
24 じりつ うながもち せんもんてきぎじゅつ いがくてき しんりてき
その自立を促すために用いられる専門的技術。リハビリテーションには、医学的・心理的・
25 しょくぎょうてき しゃかいてき きょういくてきぶんやとう しょうがいしゃ ぜんじんてきふっけん はか しょ
職業的・社会的・教育的分野等がある。障害者の全人的復権を図るためには、これら諸
26 ぎじゅつ そうごうてきすいしん もと
技術の総合的推進が求められている。

27

28 療育

29 りょう いりょう いく よういく ほういく きょういく いみ しょうがい こ およ かぞく
「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障害のある子ども及びその家族、
30 しょうがい かん しんばい ひとどう たいしょう しょうがい そうきはっけん そうきちりょうまた くねんどう
障害に関して心配のある人等を対象として、障害の早期発見・早期治療又は訓練等によ
31 しょうがい けいげん き そてき せいかつのうりよく こうじょう はか そうだん しどう しんだん けんさ くねんどう
る障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等
32 しえん おこな
の支援を行うこと。

33

りょういくてちょう

1 療育手帳

2 知的障害者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくす
3 るために、一定の障害を有する者に対し申請に基づいて障害程度を判定し、療育手帳
4 制度に定める「知的障害者」であることの証票として県知事が交付する手帳。

5

6

7